

(掲載用)

(令和元年度在宅医療関連講師人材養成事業 訪問看護分野)

受講者推薦元に対する

訪問看護講師人材養成研修会受講者に関する調査

～都道府県看護協会～

【調査結果】

2020年6月

一般社団法人全国訪問看護事業協会

調査概要

目的

今回、過去3年間行ってきた「訪問看護講師人材養成研修会」の受講者が地域においてより活躍の場を増やすために、行政・都道府県看護協会・都道府県訪問看護ステーション連絡協議会等の推薦元に対し訪問看護講師人材養成研修会受講者の地域での所属、活動内容、得意分野等を認知しているか・充分活用されているか・活用するためにはどのような支援が必要か等を把握することを目的に調査を実施した。

調査対象

全国47都道府県の都道府県看護協会

調査方法

調査票を用いた郵送（希望団体にはメール）での送付および回収による自記式調査

調査時期

2019年9月11日から11月18日まで

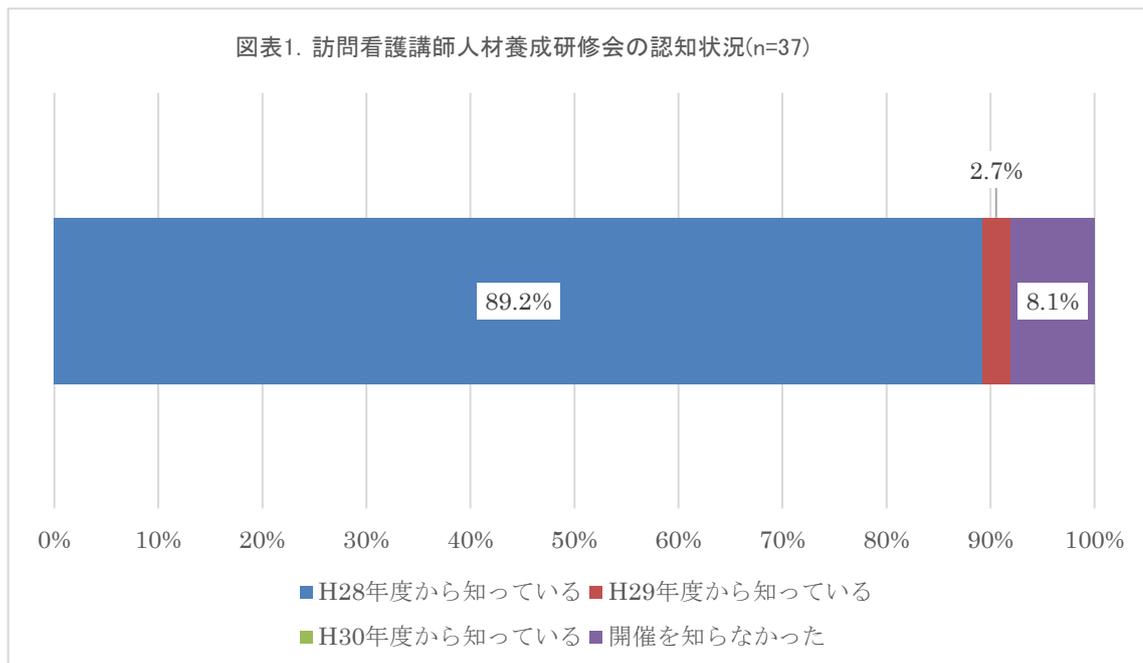
回収状況等

アンケート回収率：37都道府県看護協会/47都道府県(78.7%)
(うち、都道府県名不明=1)

I. 「訪問看護講師人材養成研修会」の開催について

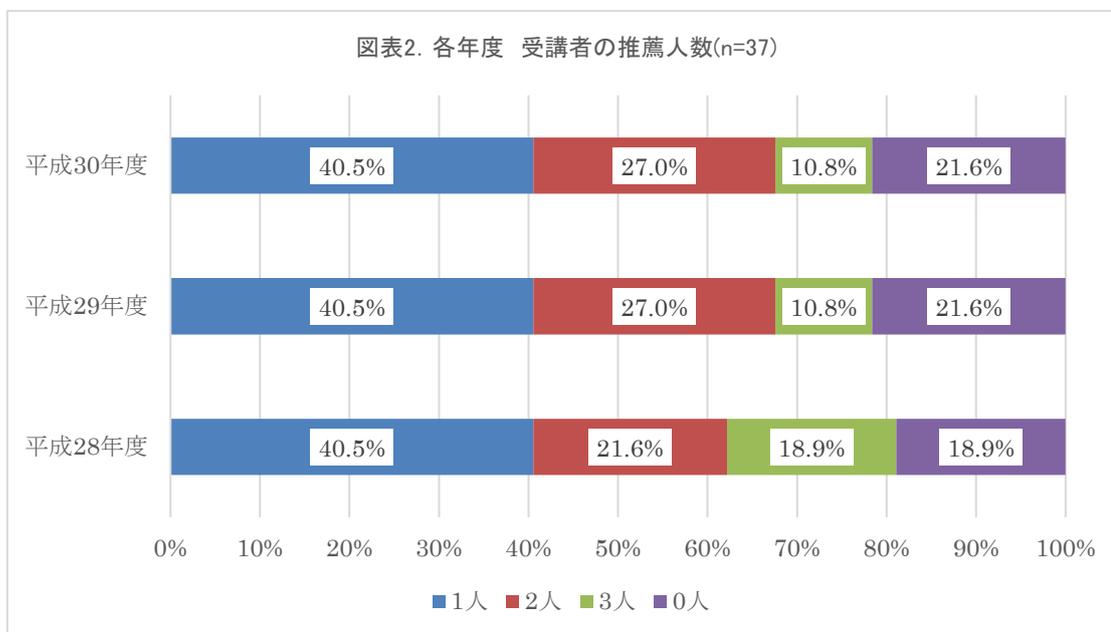
1. 「訪問看護講師人材養成研修会」について

「訪問看護講師人材養成研修会」が平成 28 年度より毎年開催されていることについて、「平成 28 年度から知っている」が最も多く 89.2%であった。「平成 29 年度から知っている」が 2.7%、「開催を知らなかった」と回答したところが 8.1%であった。

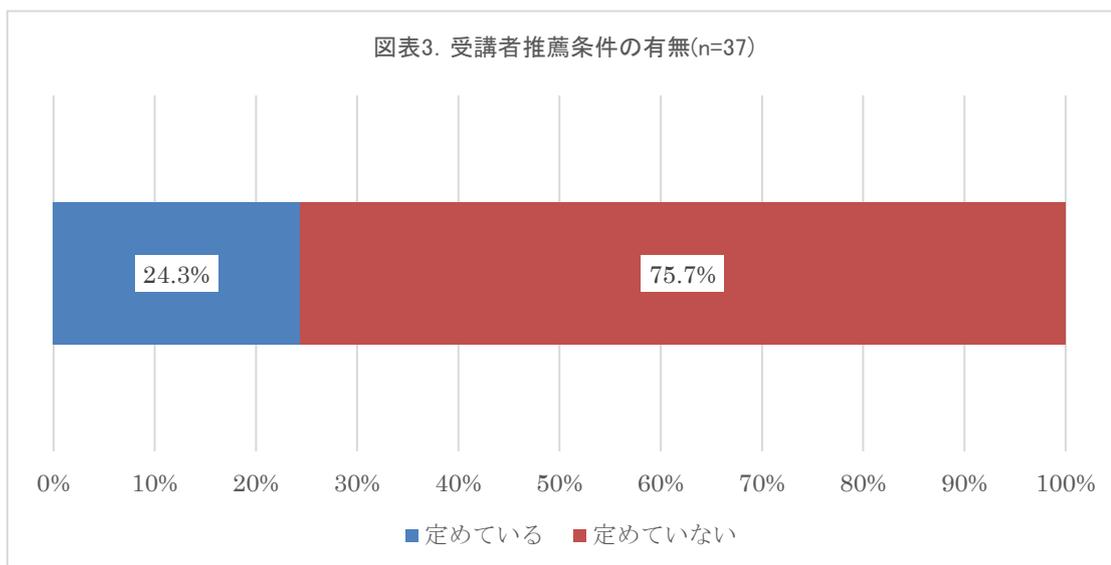


2. 「訪問看護講師人材養成研修会」の受講者について

1) 都道府県の要請により推薦した受講者の数は「1人」が各年度とも最も多く40.5%であった。次いで「2人」が21.6%~27.0%、「3人」が10.8%~18.9%であった。一方、推薦者0人のところが18.9%~21.6%あった。



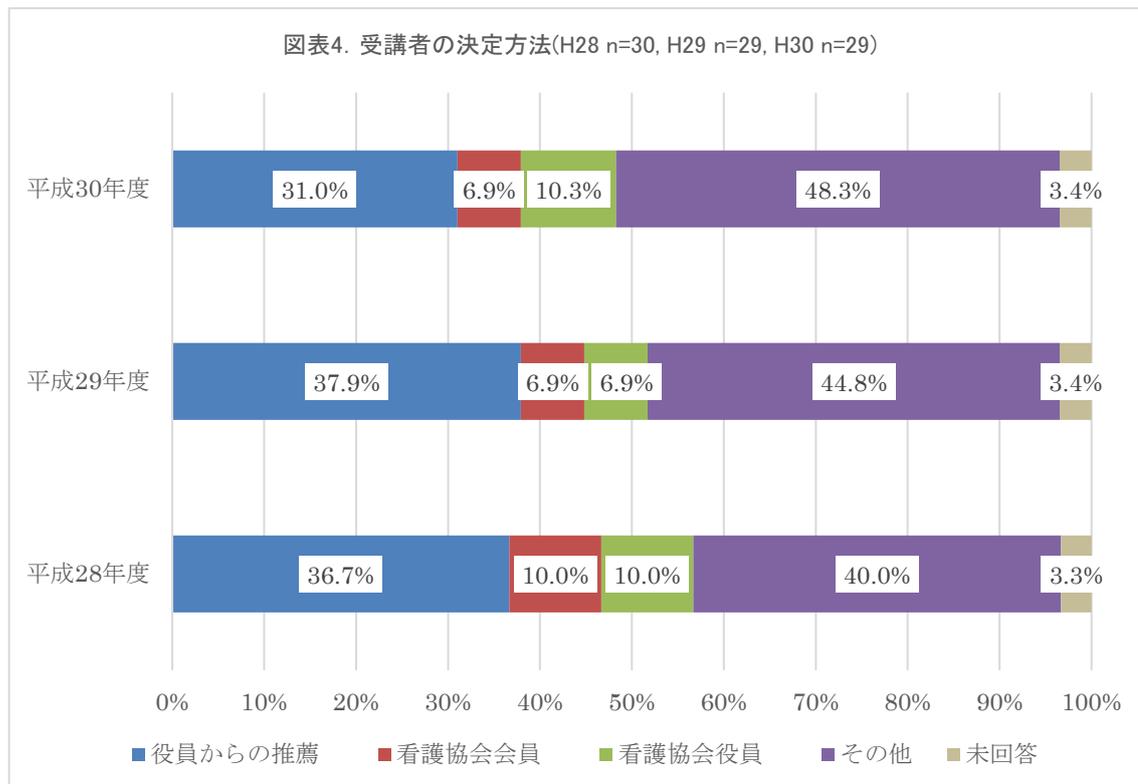
2) 受講者を推薦するにあたり、都道府県看護協会が別途推薦条件を「定めている」は24.3%、「定めていない」が75.7%であった。



定めている推薦条件として、以下のものが挙げられた。

- ・訪問看護事業所の所長、管理者、あるいは統括業務を担っていること
- ・訪問看護従事10年以上経過、訪問看護経験が豊富であること

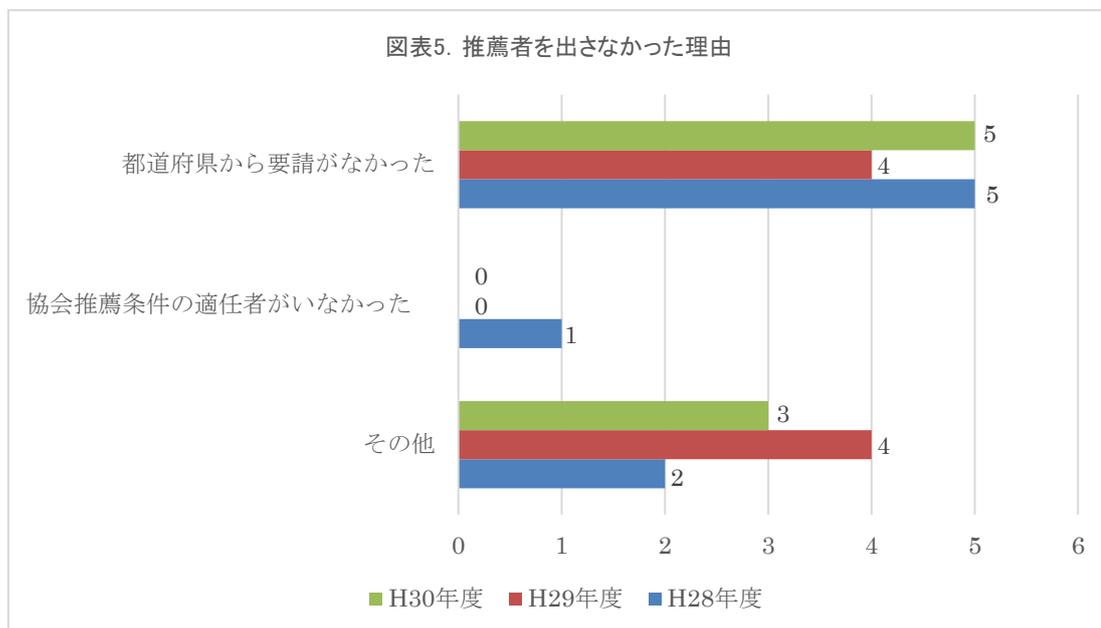
3)受講者の決定方法は、各年度とも「看護協会役員からの推薦」が最も多く31.0%～37.9%であった。



「その他」として、以下の方法が挙げられた。

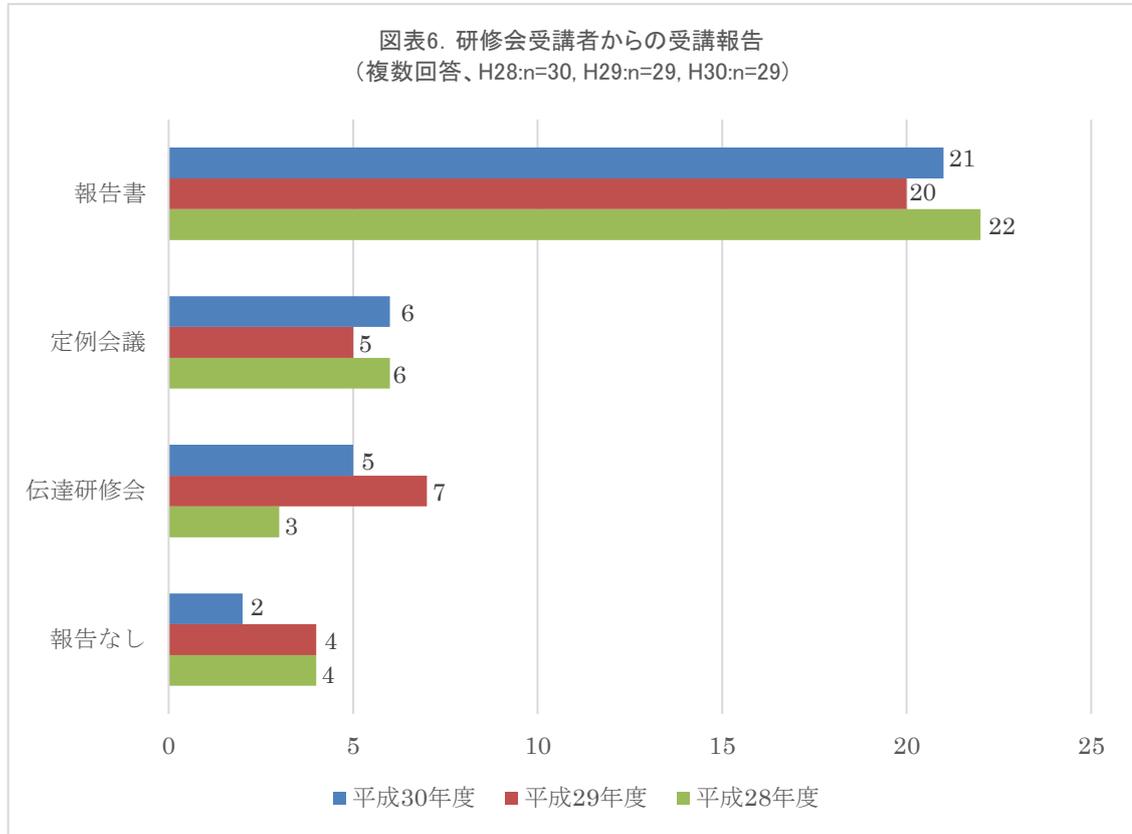
- ・都道府県行政、都道府県看護協会、都道府県訪問看護ステーション連絡協議会、在宅ケア事業団等と協議
- ・看護協会立訪問看護事業所の管理者、管理者候補
- ・看護協会訪問看護支援事業推進委員会委員
- ・実務者、受講後リーダーとして実践可能な者、スーパーバイズができる者

4)受講者の推薦を出さなかった理由として、「行政からの要請がなかった」が各年度 4～5 件、「看護協会の推薦条件の適任者がいなかった」が平成 28 年度に 1 件であった。

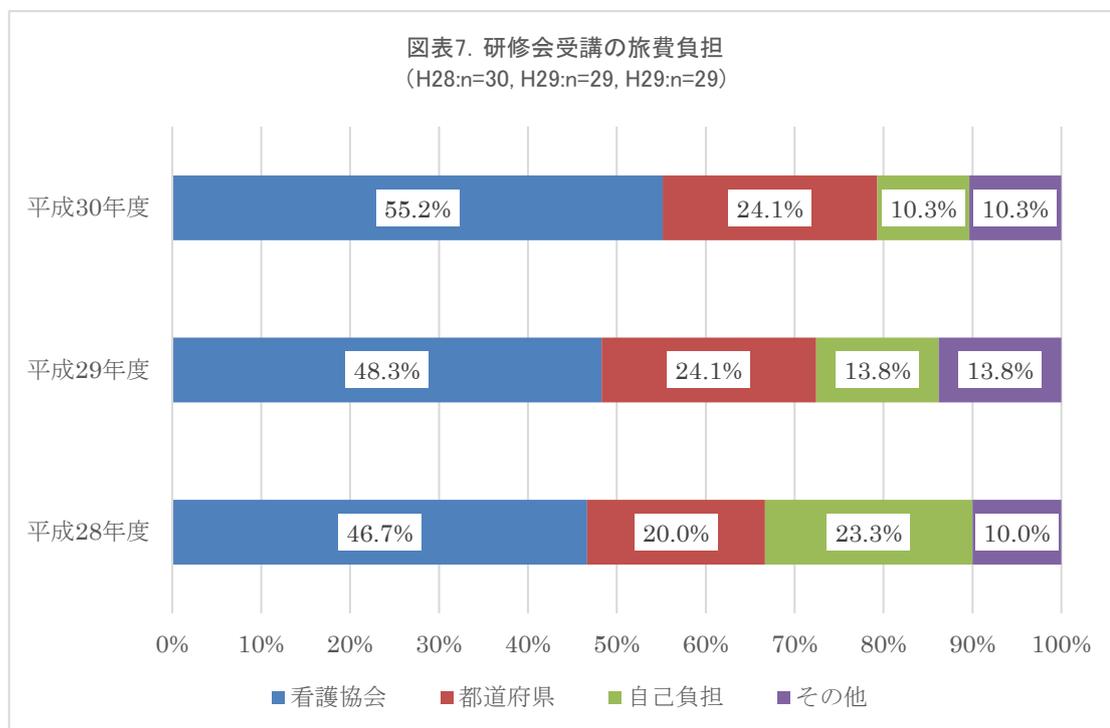


「その他」の理由として、「予算を確保していなかった」、「把握していなかった」、「行政・訪問看護ステーション協議会と協議し、協議会から推薦した」が挙げられた。

5)受講者からの研修会受講報告は、「報告書による報告」が各年度とも最も多く20～22 都道府県、次いで「定例会議等での報告」が5～6 都道府県、「伝達研修会」が3～7 都道府県であった。一方、「報告を受けていない」ところが2～4 都道府県あった。



6) 研修会受講に際し看護協会が推薦した受講者の旅費負担は、「看護協会」がどの年度とも最も多く46.7%～55.2%であった。次いで、「都道府県」が20.0%～24.1%であった。一方、受講者の自己負担は平成28年度では23.3%だったが、平成30年度は10.3%であった。

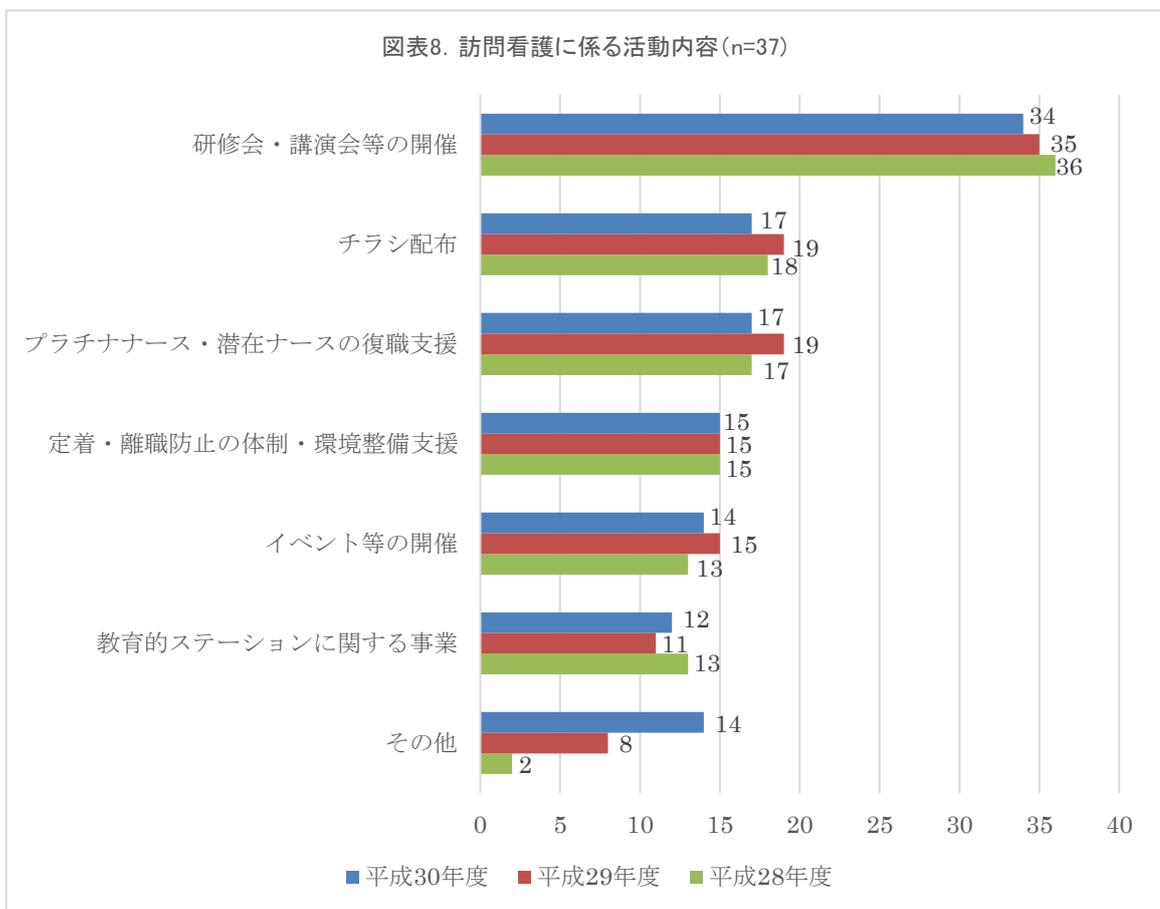


「その他」として、「県補助金と看護協会が負担」、「訪問看護事業者が負担」が挙げられた。

II. 都道府県看護協会による訪問看護に係る活動および受講者との関わりについて

1. 都道府県で行っている訪問看護に係る活動について

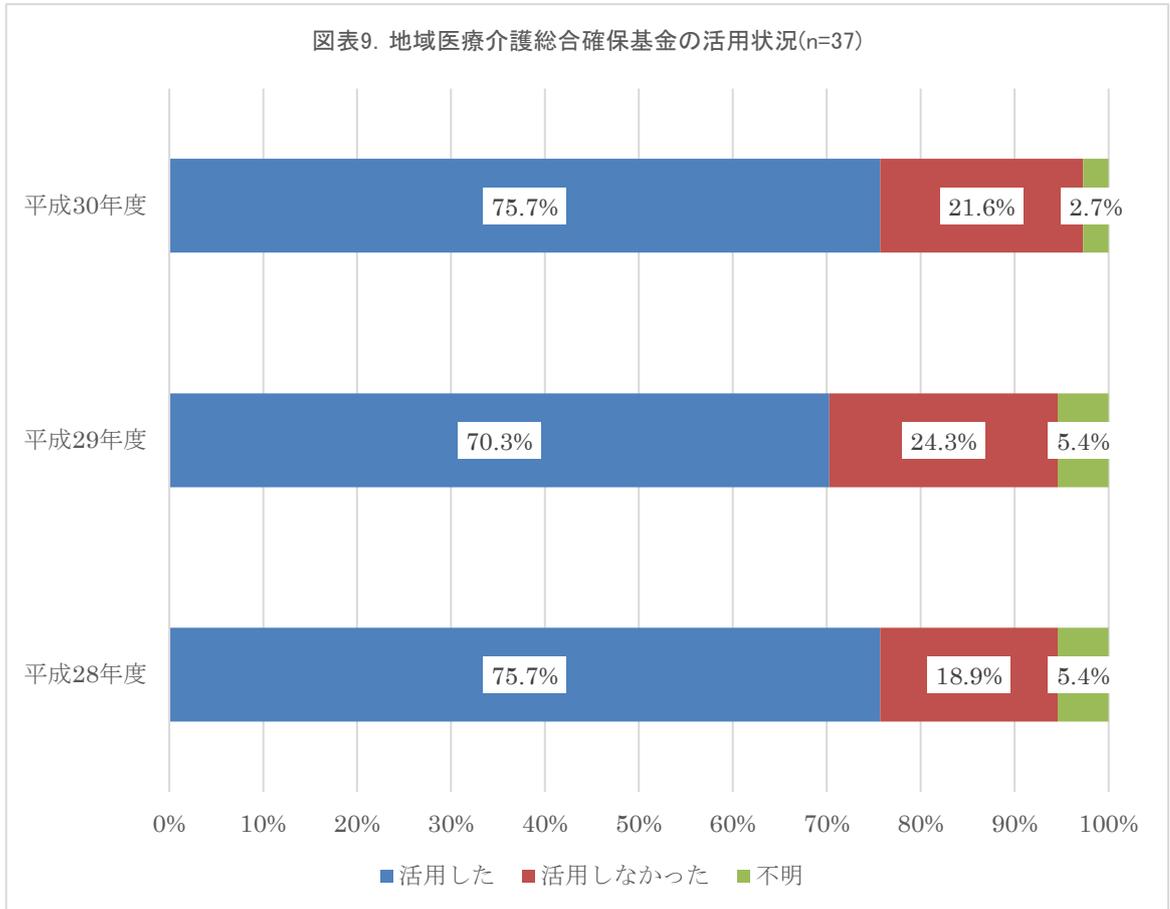
1) 都道府県看護協会が取り組んだ訪問看護に係る活動については、「研修会や講演会などの開催」が最も多く、各年度とも30以上の都道府県看護協会で行っていた。次いで「チラシ等の配布」と「プラチナナース・潜在ナースの復職支援」が17～19都道府県、「定着・離職防止の体制・環境整備支援」が15都道府県、「イベント等の開催」が13～15都道府県、「教育的ステーションに関する事業」が11～13都道府県であった。



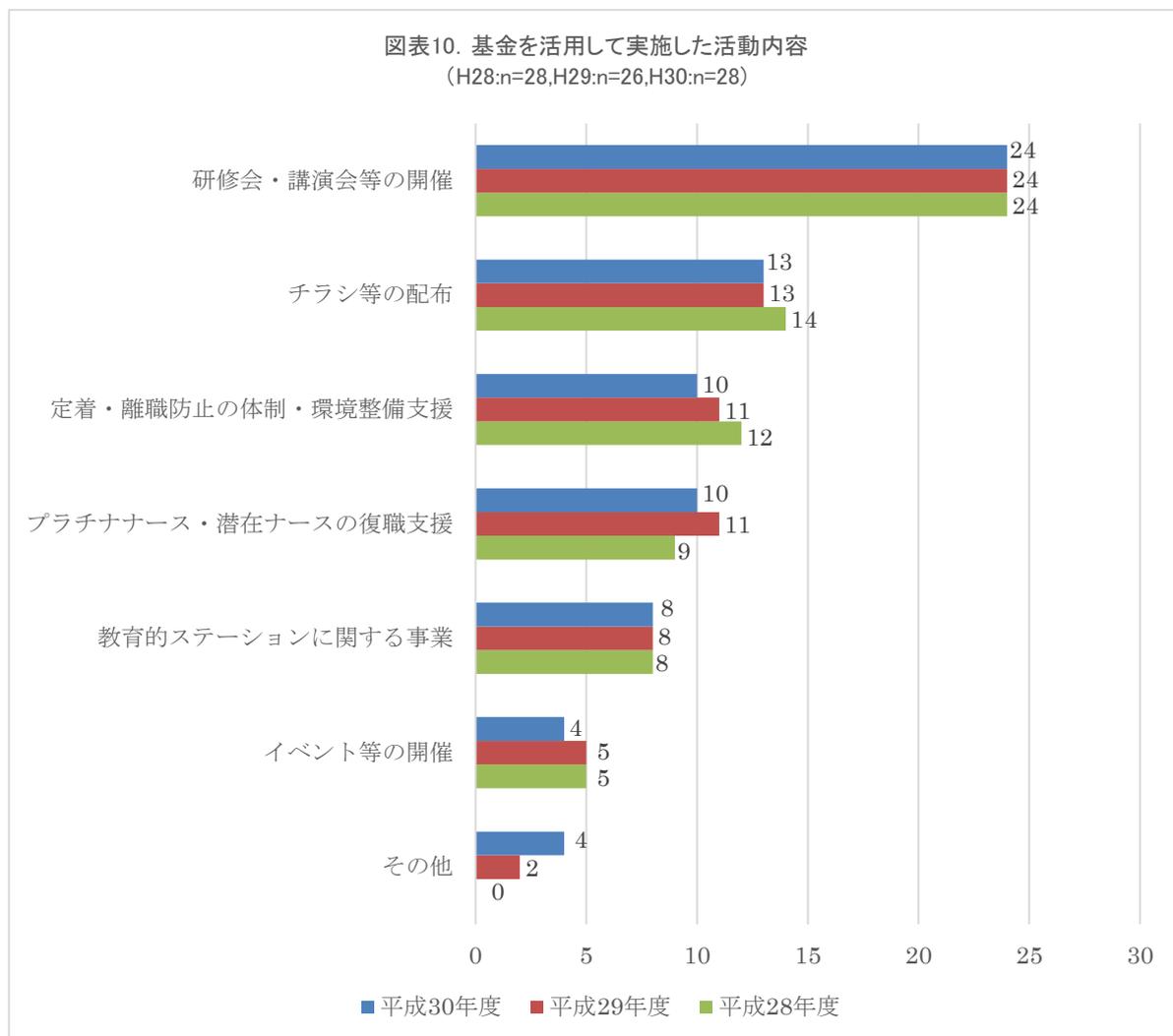
「その他」の内容

- ・新卒・新人訪問看護師の人材育成等(4都道府県)
- ・看護協会と訪問看護ステーション協議会との意見交換会、連携等、情報収集(3都道府県)
- ・訪問看護全県展開応援事業、地域包括ケアシステム推進事業等(3都道府県)
- ・訪問看護事業者実態調査検討委員会によるアンケート調査、事業施策化検討等(2都道府県)
- ・訪問看護支援センター開設
- ・高校生によるふれあい看護体験(職場体験)
- ・在宅看護学会等の開催他
- ・地域連携会議等で研修内容の報告
- ・訪問看護ステーション出向研修事業

2)－①都道府県看護協会が取り組んだ活動への「地域医療介護総合確保基金」の活用状況は、「活用した」が70.3%～75.7%、「活用しなかった」が18.9%～24.3%、「不明」が2.7%～5.4%だった。



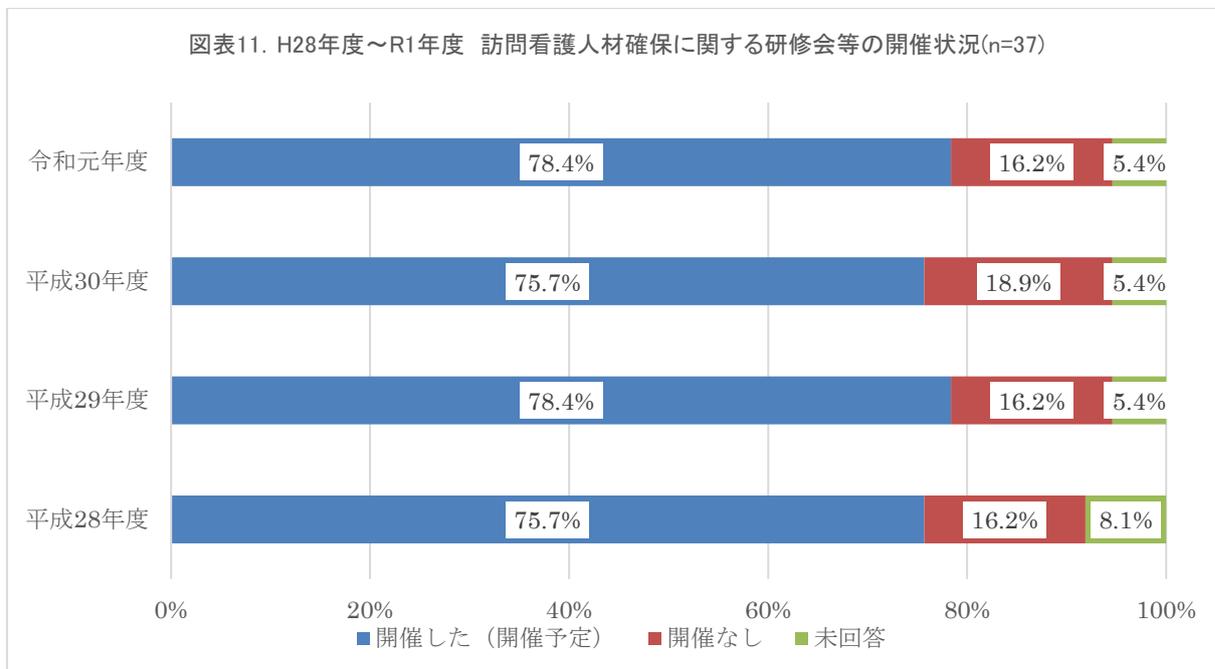
2)－②基金を活用して実施した活動内容については、「研修会・講演会等の開催」が各年度とも最も多く24都道府県、次いで「チラシ等の配布」が13～14都道府県、「定着・離職防止の体制・環境整備支援」が10～12都道府県、「プラチナナース・潜在ナースの復職支援」が9～11都道府県、「教育的ステーションに関する事業」が8都道府県であった。



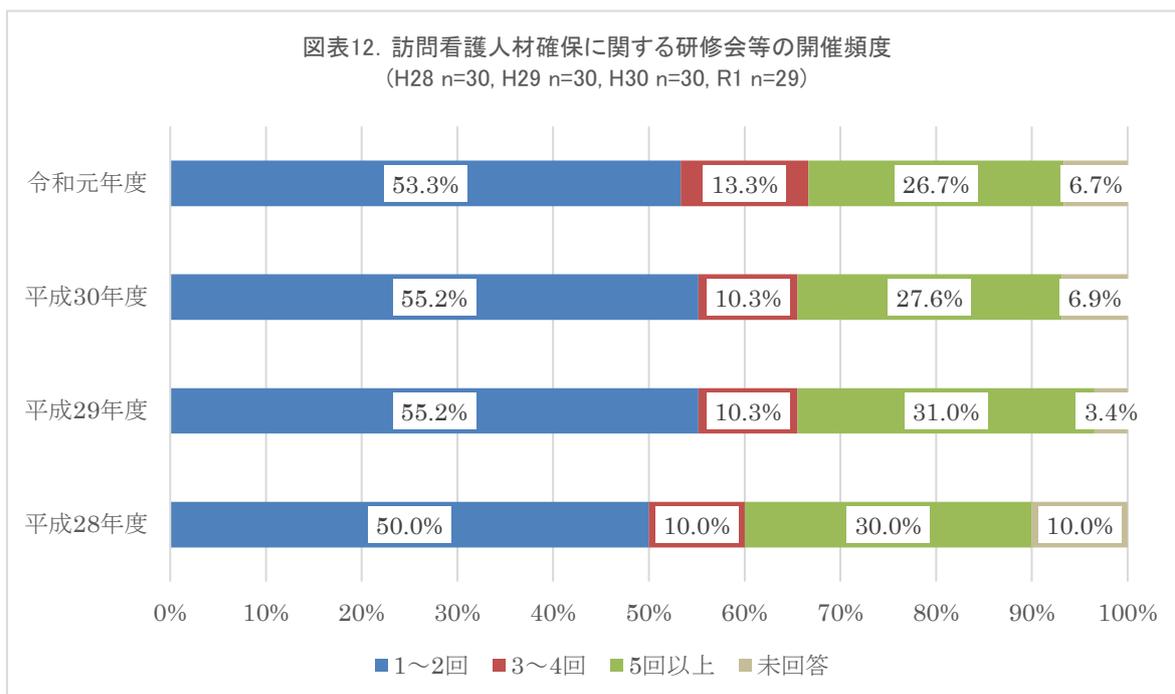
今回の調査では、「その他」の具体的な内容については回答を求めなかった。

2. 訪問看護人材の確保に係る活動について

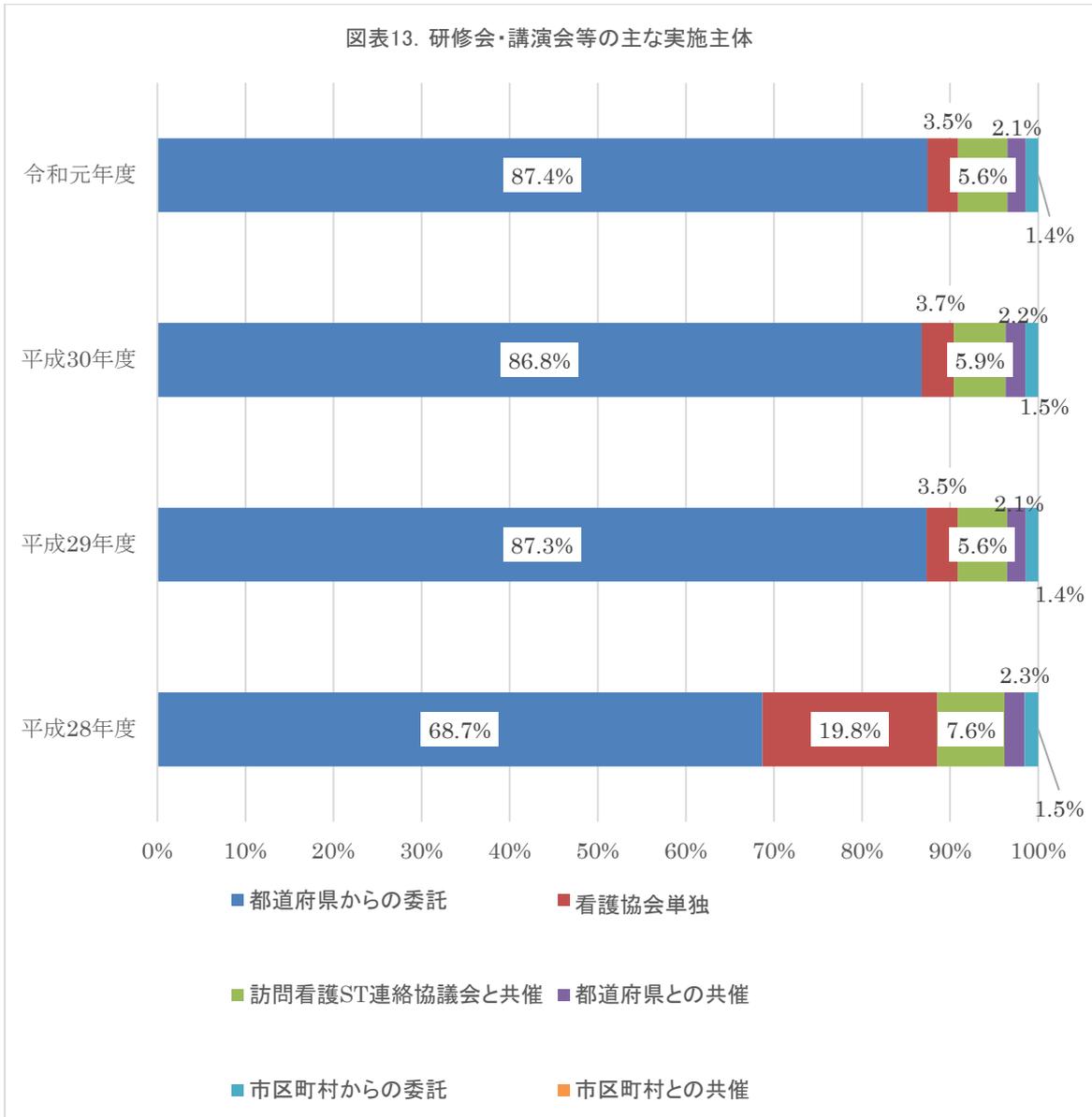
1) 訪問看護人材の確保に係る研修会や講演会等の平成28年4月1日～令和2年3月31日の期間における開催状況は、各年度とも75.7%～78.4%の都道府県が開催していた。(令和元年度は予定含む)



開催した(開催予定)と回答があった都道府県のうち、年1～2回の開催が各年度とも最も多く50.0%～55.2%、次いで年5回以上の開催が26.7%～31.0%、年3～4回の開催が10.0%～13.3%であった。



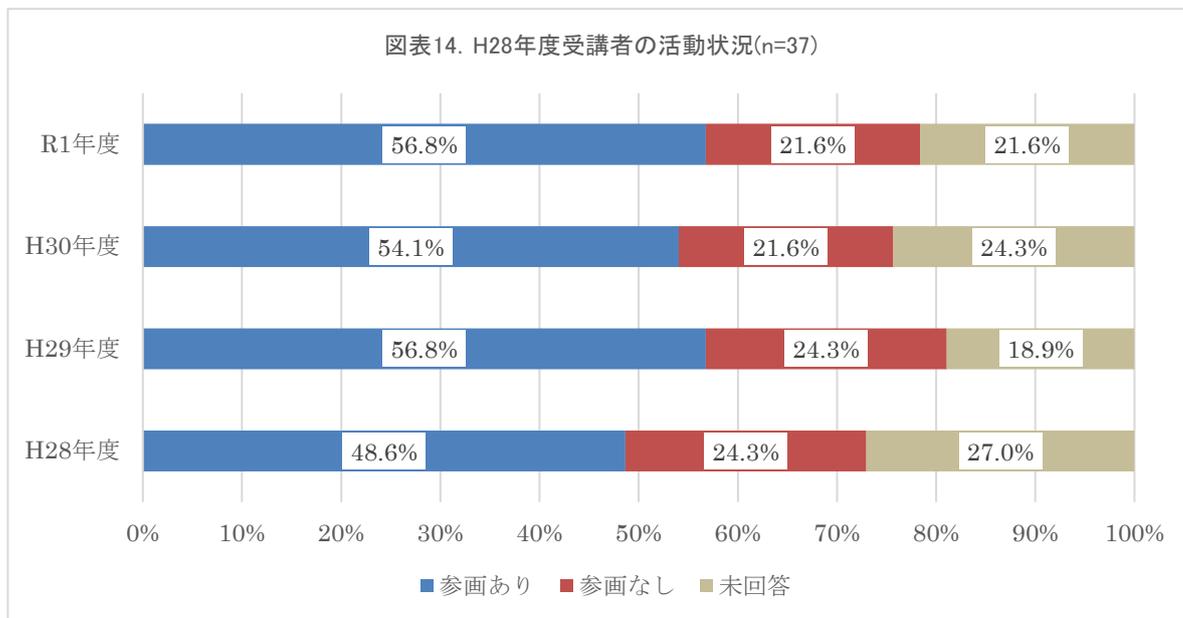
1)－①開催した研修会・講演会等の実施主体は、「都道府県からの委託」がどの年度も最も多く68.7%～87.4%、次いで「看護協会が単独で開催」が3.5%～19.8%、「都道府県訪問看護ステーション連絡協議会と共催」が5.6%～7.6%だった。



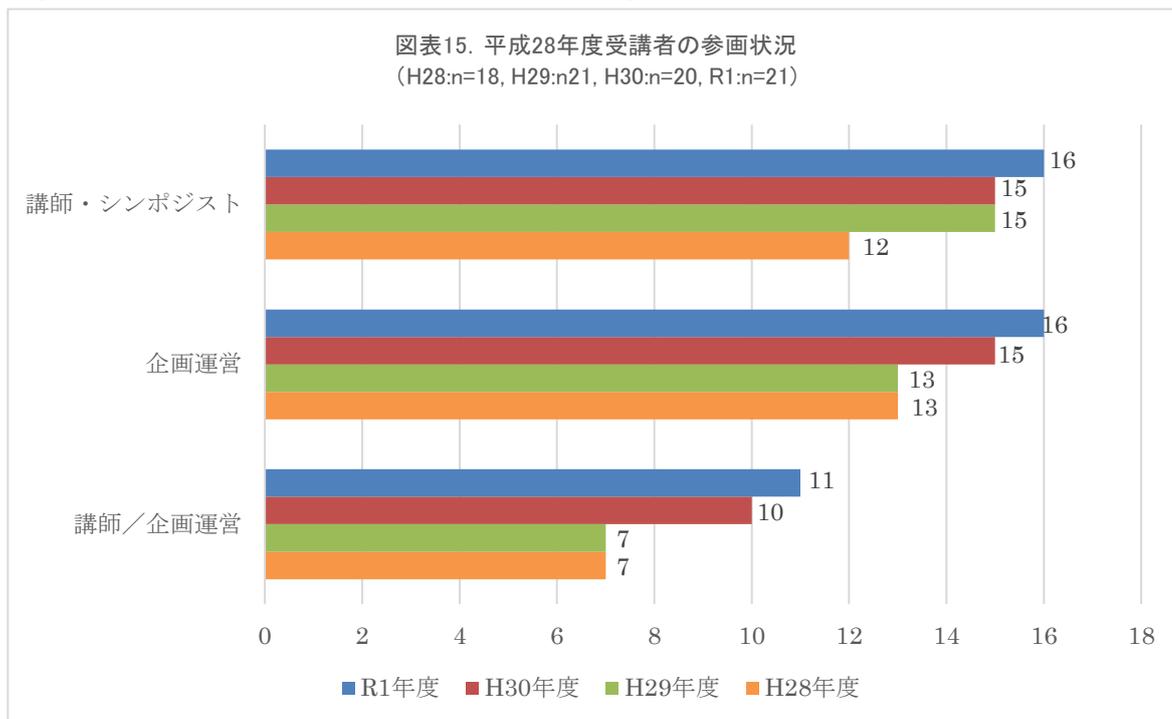
1)－②都道府県看護協会が推薦した各年度の研修会・講演会等への参画状況は以下の通りであった。

①平成 28 年度受講者の年度毎の活動状況

a.平成 28 年度受講者の平成 28 年度～令和元年度における研修会・講演会等への参画状況は、平成 28 年度は 48.6%で参画し、平成 29 年度以降は 54.1%～56.8%で参画していた。

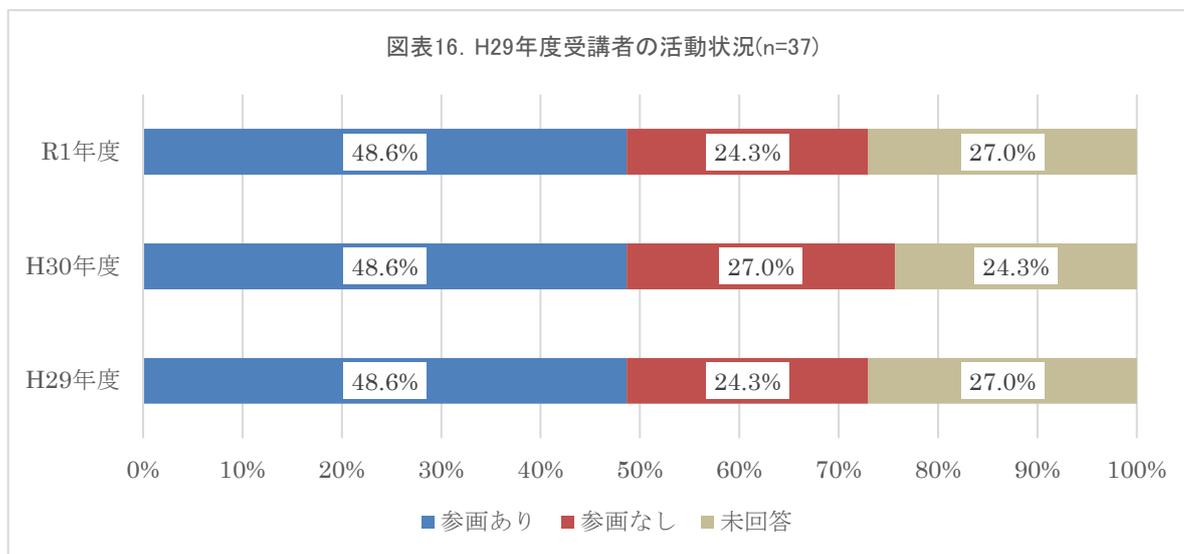


b.平成 28 年度受講者の参画状況は「講師・シンポジストとして」が 12～16 都道府県、「企画運営等」が 13～16 都道府県、「講師および企画運営双方」が 7～11 都道府県であった。

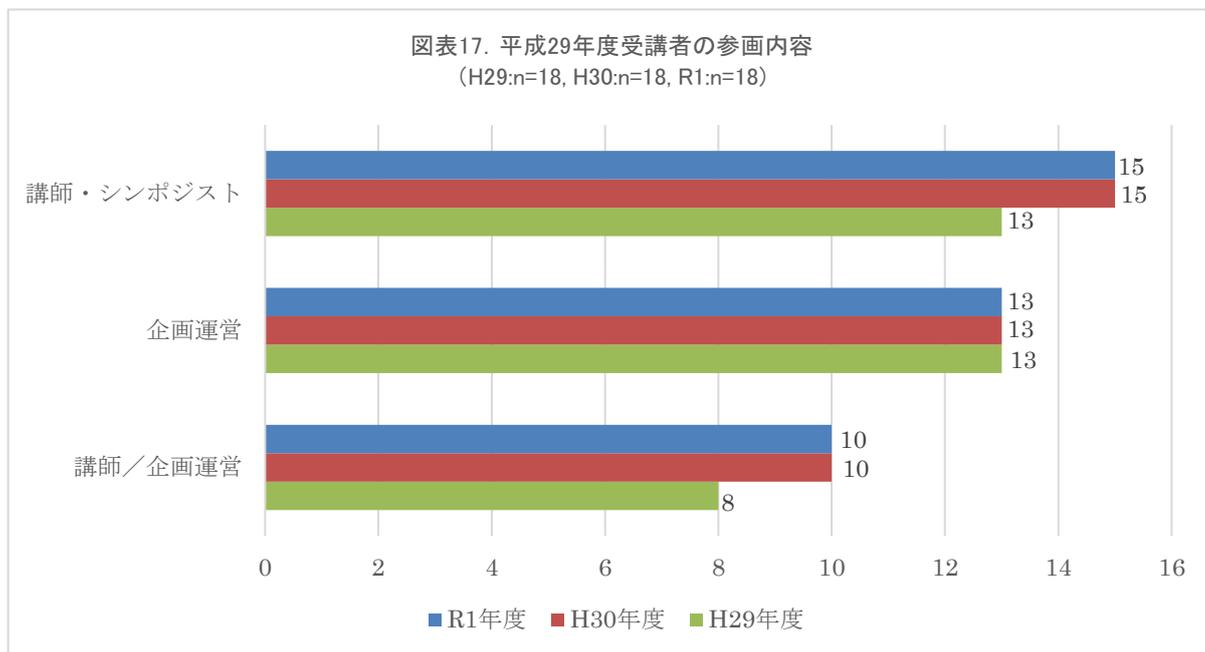


②平成 29 年度受講者の年度毎の活動状況

a.平成 29 年度受講者の平成 29 年度～令和元年度における研修会・講演会等への参画状況は、48.6%で参画していた。

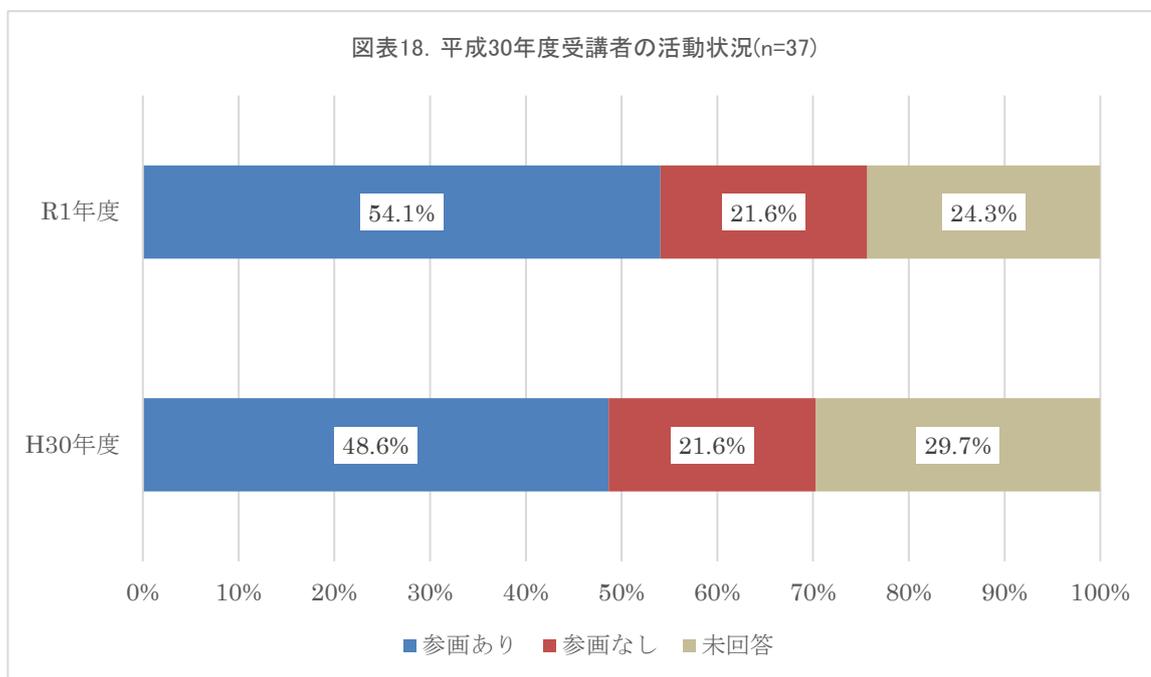


b.平成 29 年度受講者の参画状況は、「講師・シンポジストとして」が 13～15 都道府県、「企画運営等」が 13 都道府県、「講師および企画運営双方」が 8～10 都道府県であった。

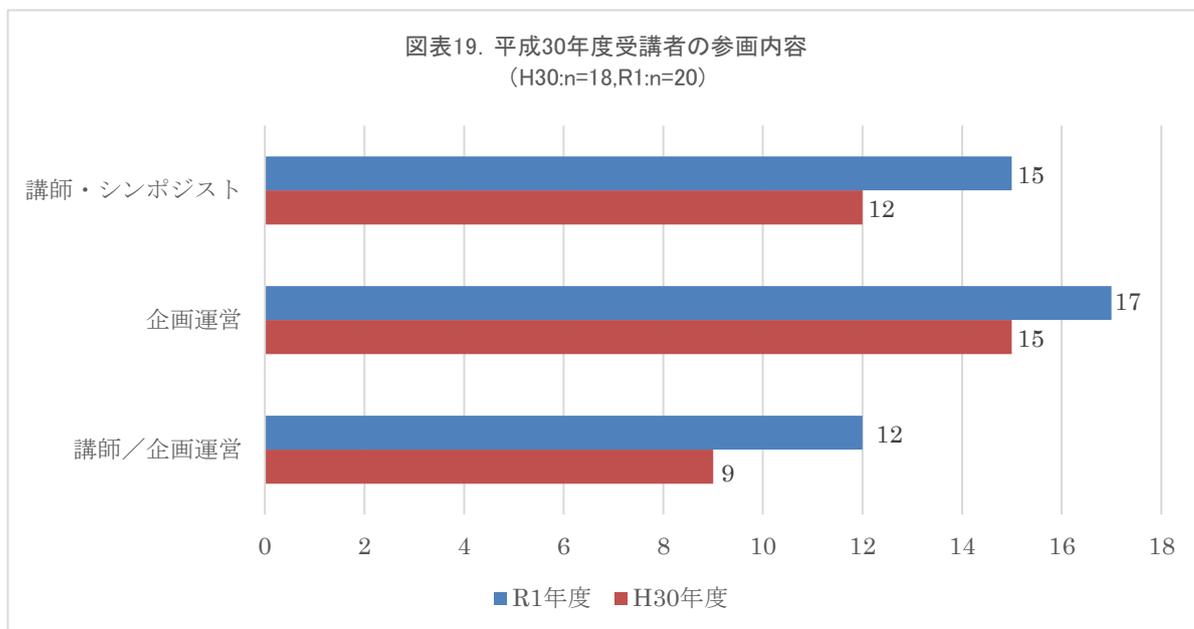


③平成 30 年度受講者の年度毎の活動状況

a.平成 30 年度受講者の平成 30 年度～令和元年度における研修会・講演会等への参画状況は、48.6%～54.1%で参画していた。

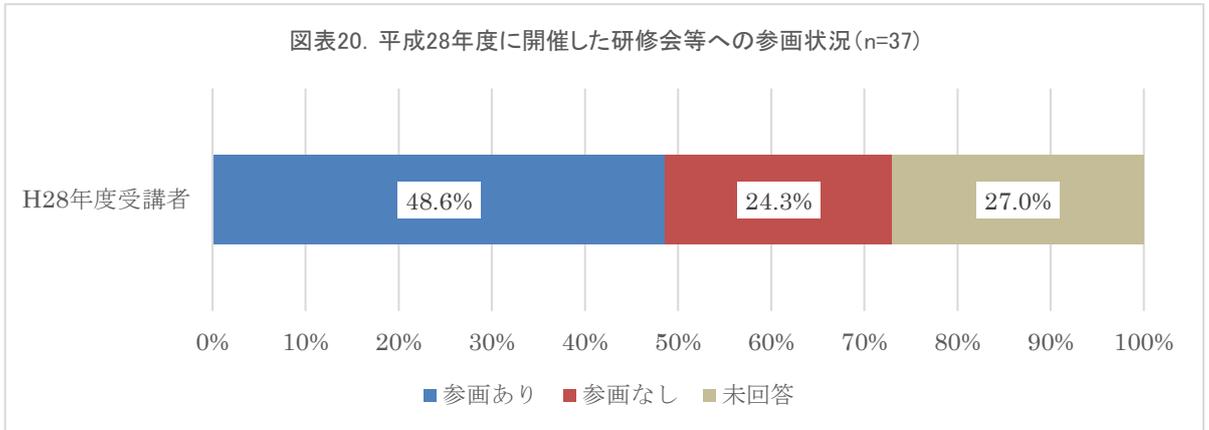


b.平成 30 年度受講者の参画状況は、「講師・シンポジストとして」が 12～15 都道府県、「企画運営等」が 15～17 都道府県、「講師および企画運営双方」が 9～12 都道府県であった。

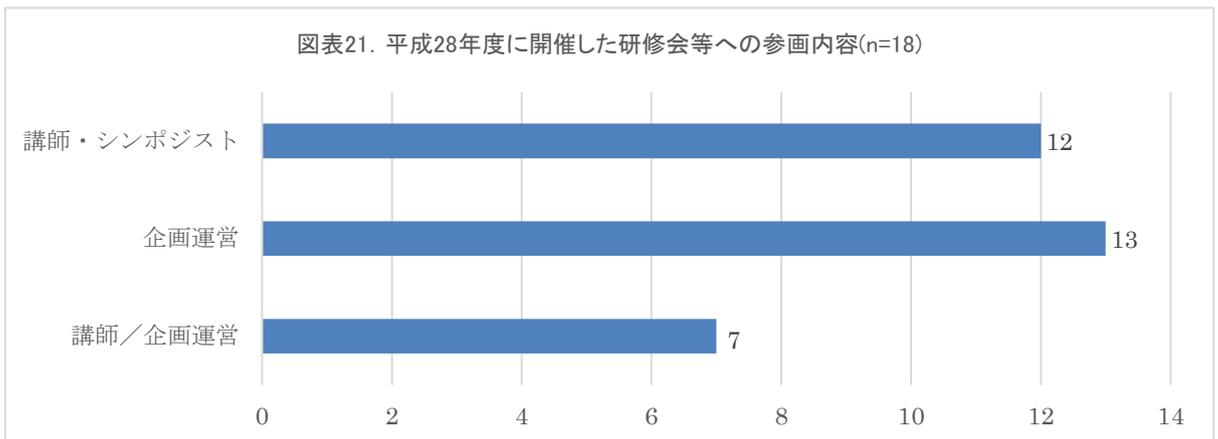


④平成 28 年度に開催した研修会等への受講者の参画状況

a.平成 28 年度に開催した研修会・講演会等へは、平成 28 年度受講者は 48.6%で参画していた。

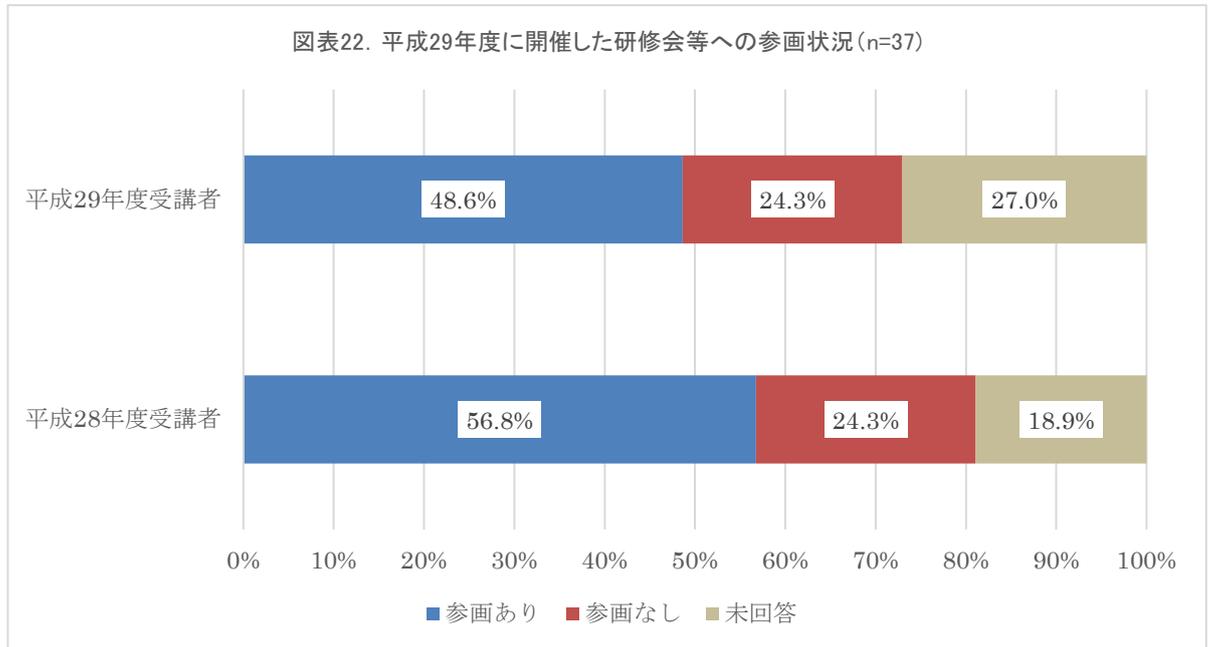


b. 平成 28 年度に開催した研修会等への参画内容は、「講師・シンポジストとして」が 12 府県、「企画・運営等」が 13 府県、「講師および企画運営双方」が 7 都道府県であった。

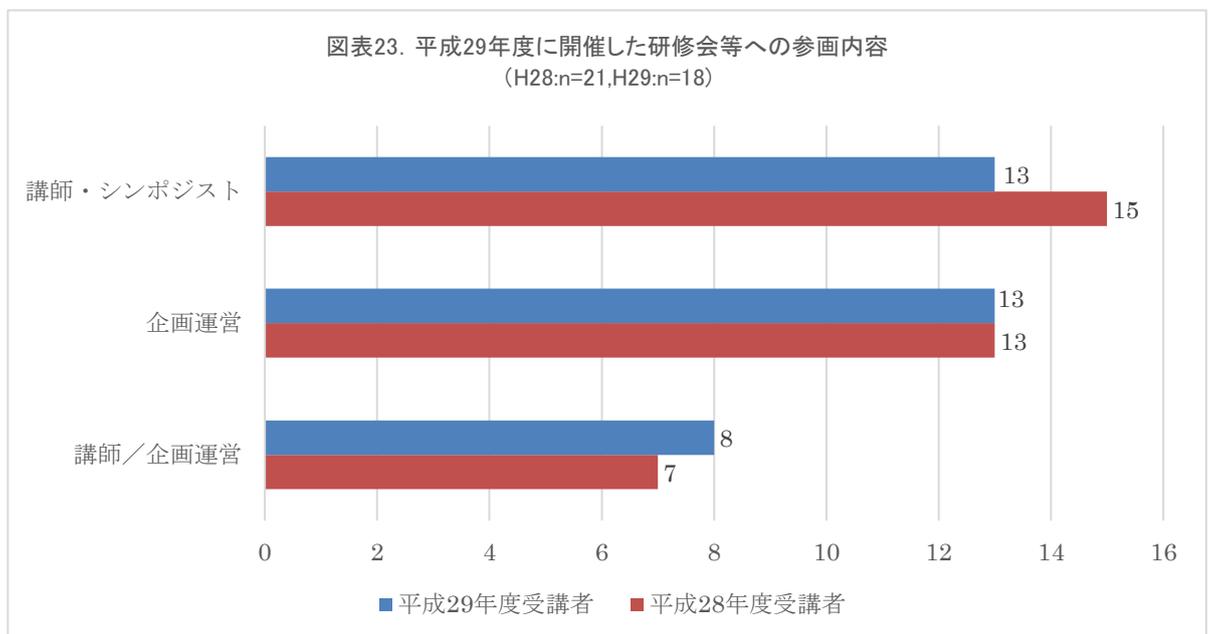


⑤平成 29 年度に開催した研修会等への受講者の参画状況

a.平成 29 年度に開催した研修会・講演会等へは、平成 28 年度受講者は 56.8%で、平成 29 年度受講者は 48.6%で参画していた。

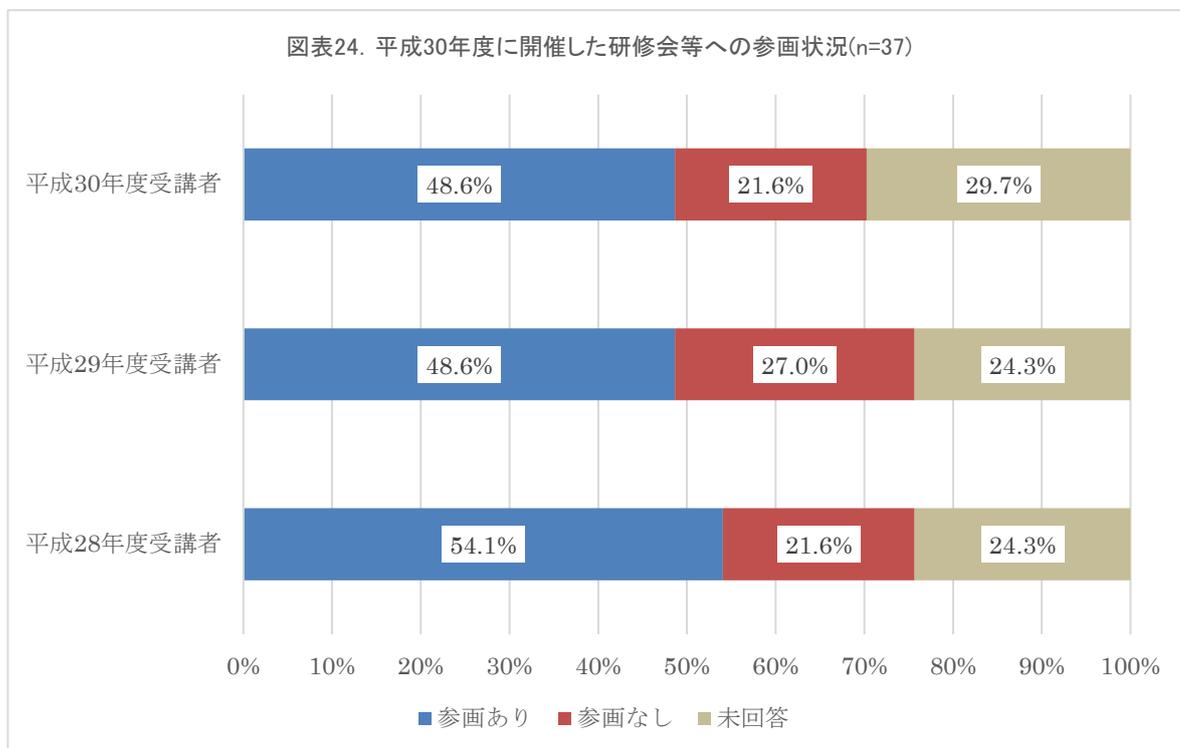


b.平成 29 年度に開催した研修会等への参画内容は、「講師・シンポジストとして」が 13～15 都道府県、「企画・運営等」が 13 府県、「講師および企画運営双方」が 7～8 都道府県であった。

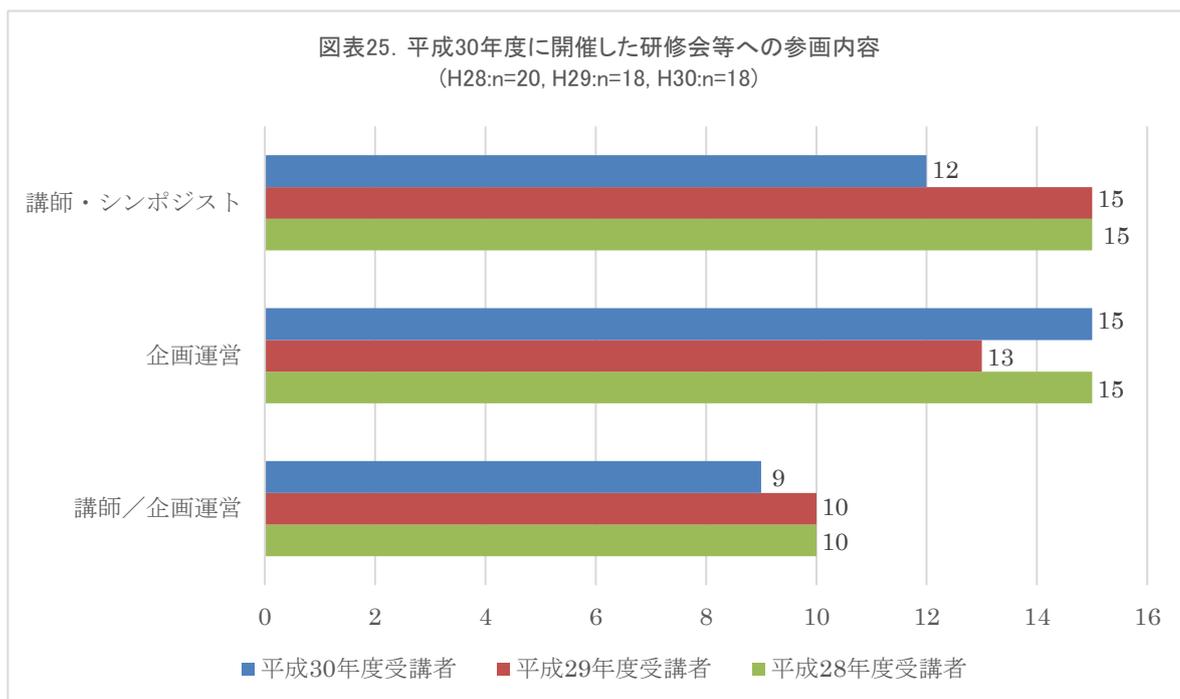


⑥平成 30 年度に開催した研修会等への受講者の参画状況

a.平成 30 年度に開催した研修会・講演会等へは、平成 28 年度受講者は 54.1%で、平成 30 年度と平成 29 年度受講者のそれぞれ 48.6%で参画していた。

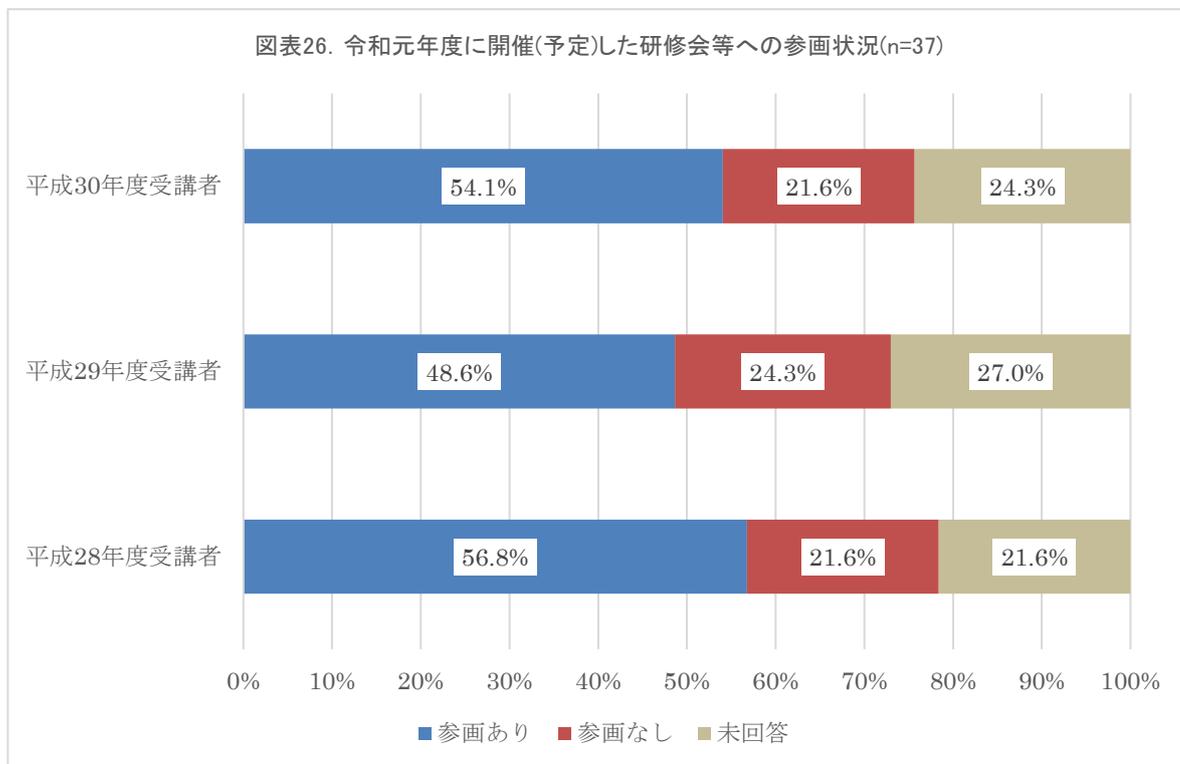


b.平成 30 年度に開催した研修会等への参画内容は、「講師・シンポジストとして」が 12～15 都道府県、「企画・運営等」が 13～15 都道府県、「講師および企画運営双方」が 9～10 都道府県であった。

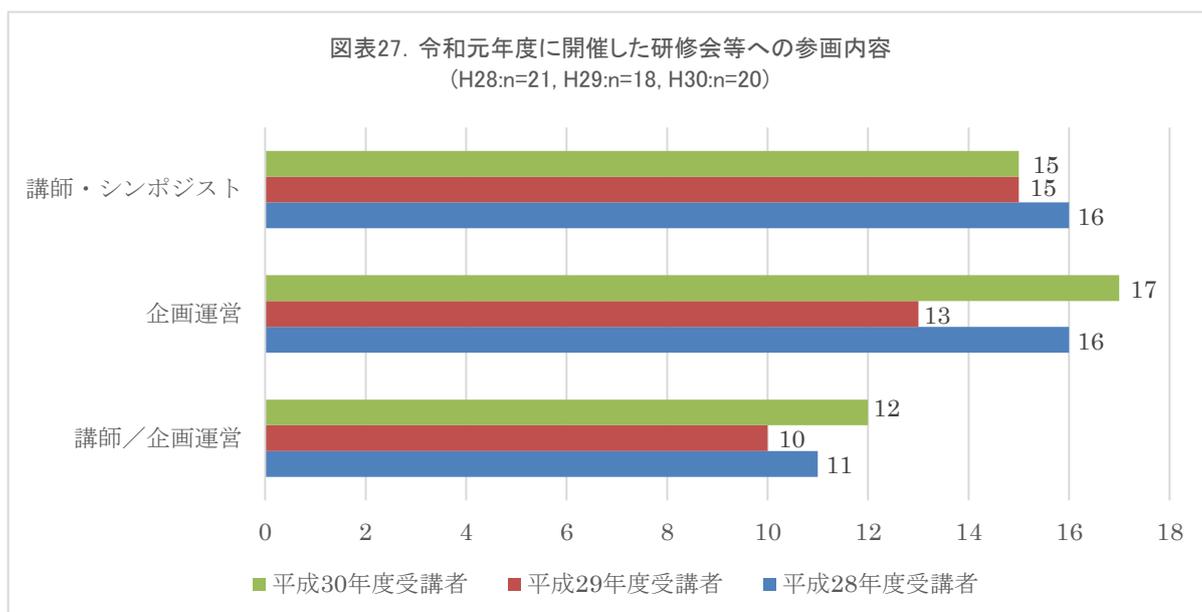


⑦令和元年度に開催した研修会等への受講者の参画状況

a. 令和元年度に開催した研修会・講演会等へは、平成28年度受講者は56.8%、平成29年度受講者は48.6%、平成30年度受講者は54.1%で参画していた。

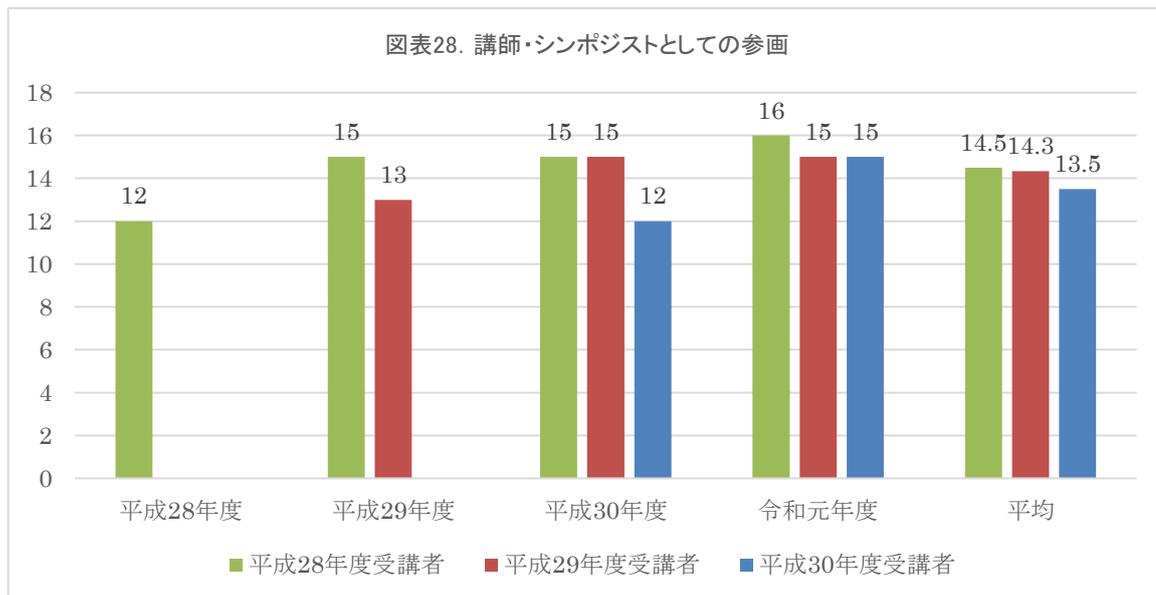


b. 令和元年度に開催した研修会等への参画内容は、「講師・シンポジストとして」が15~16都道府県、「企画・運営等」が13~17都道府県、「講師および企画運営双方」が10~12都道府県であった。

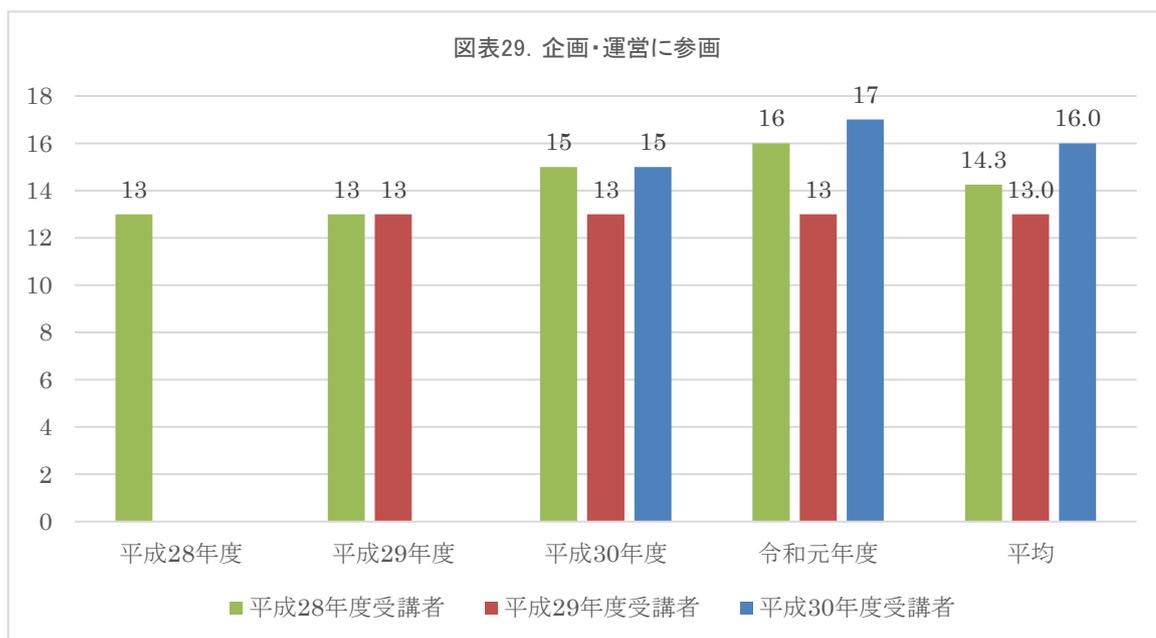


⑧各年度の受講者参画状況(経年値・平均値)

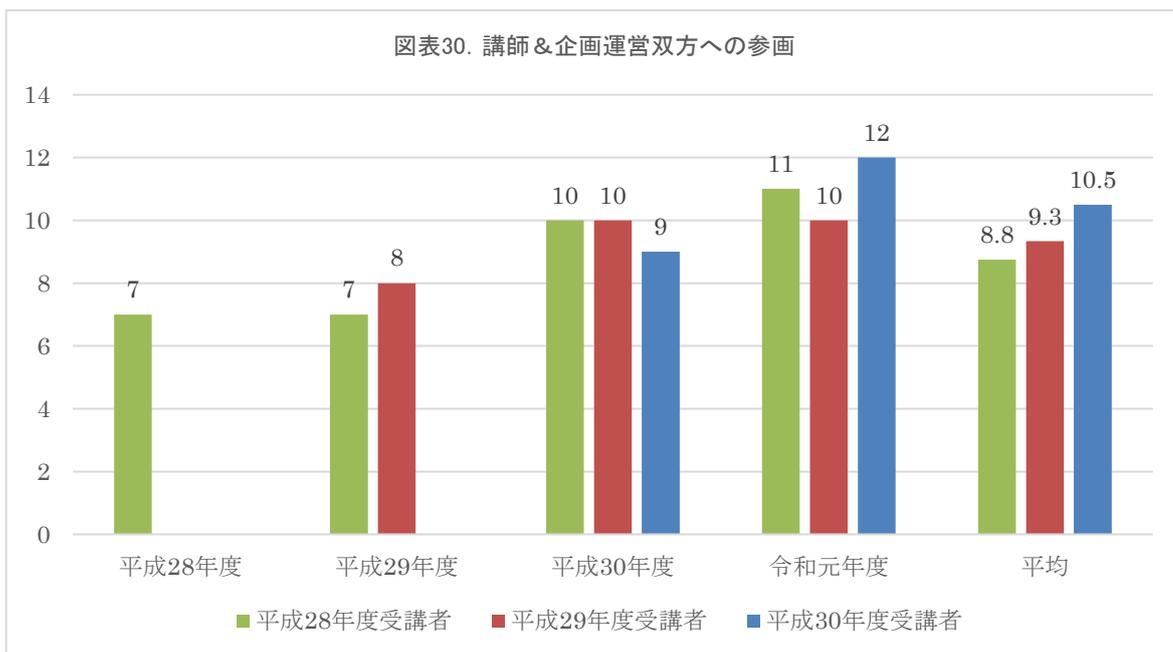
a.講師・シンポジストとしての参画



b.企画運営への参画

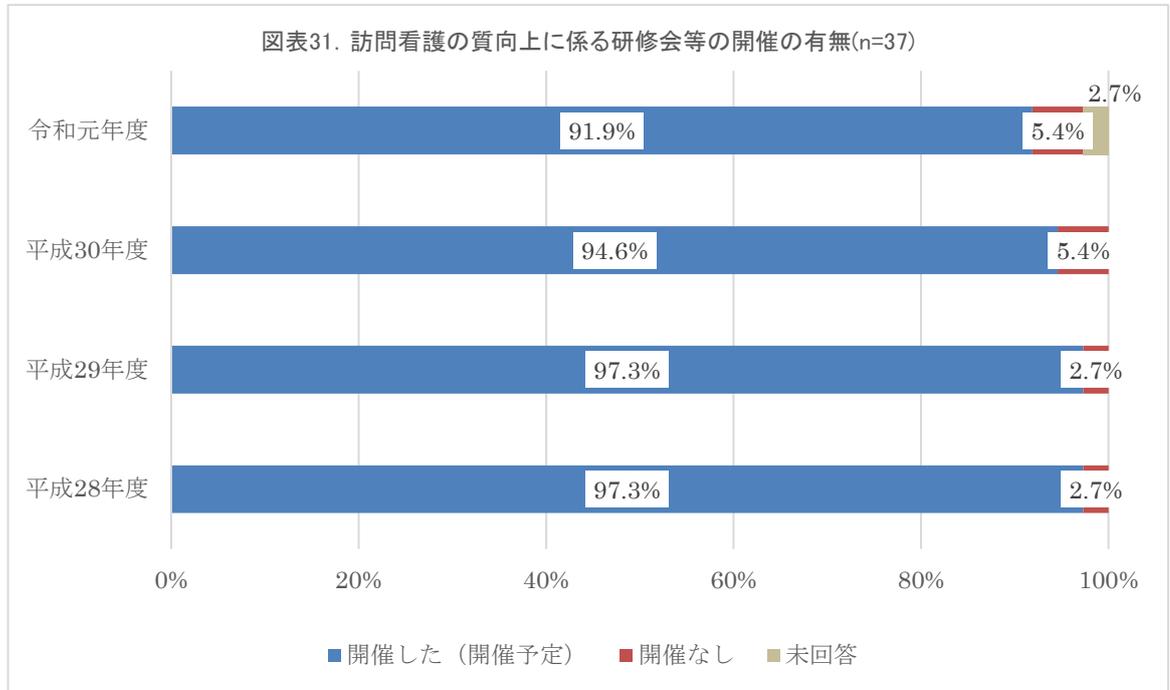


c.講師および企画運営双方への参画

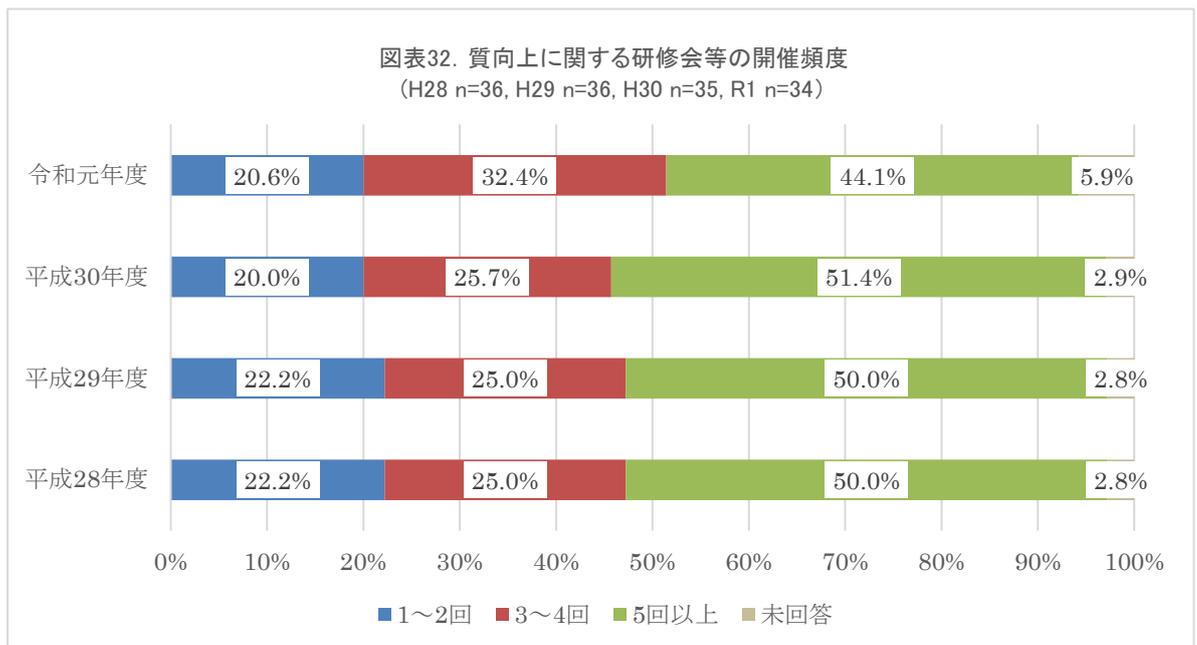


3. 訪問看護の質向上に係る活動について

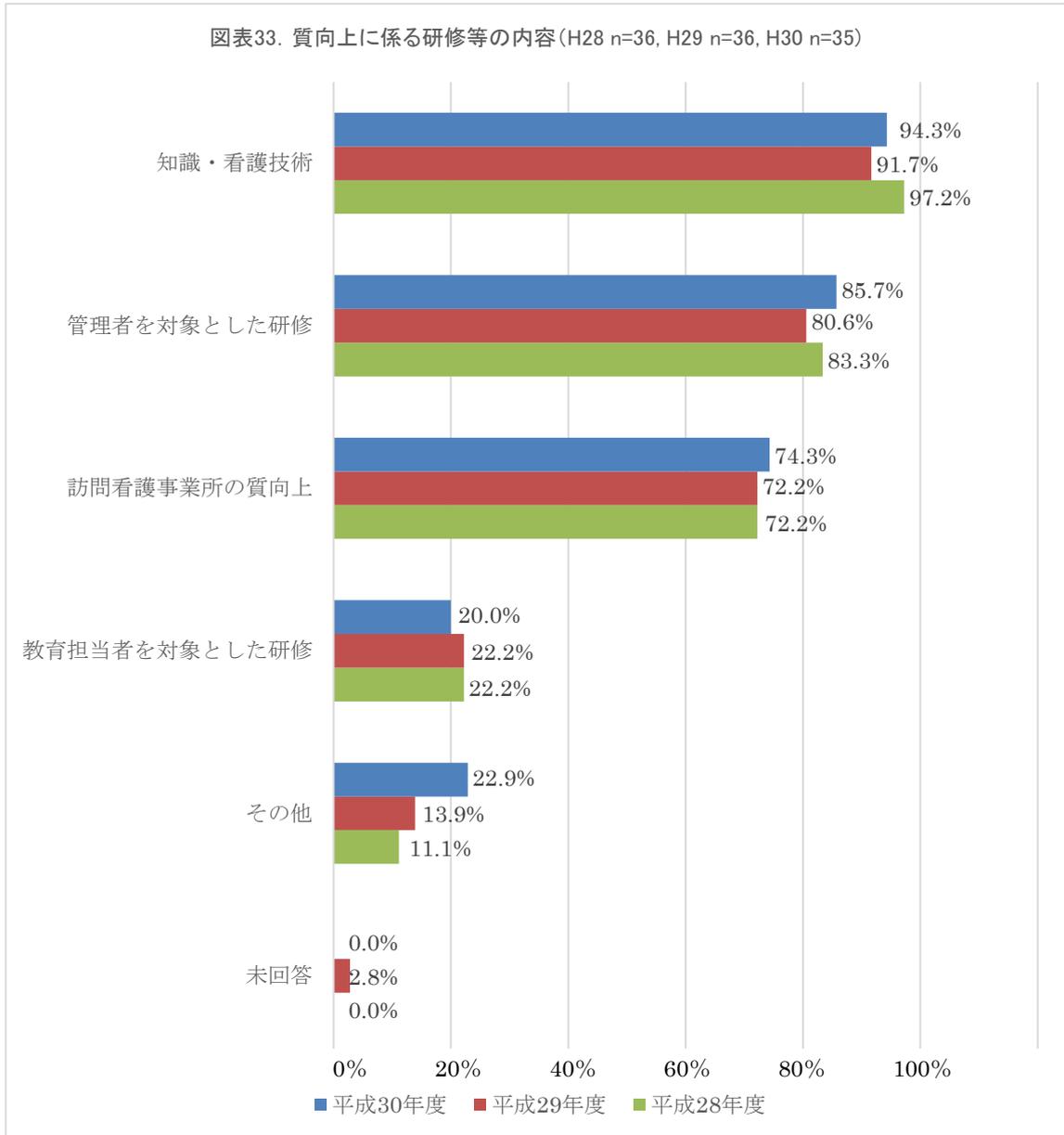
1)平成28年4月1日～令和2年3月31日の期間における訪問看護の質向上に係る研修会等の開催状況は、各年度とも90%以上の都道府県が開催(予定)していた。一方で、開催していないのは2.7%～5.4%だった。



「開催した」と回答した看護協会のうち、各年度とも年5回以上が最も多く44.1%～51.4%、年3～4回が25.0%～32.4%、年1～2回が20.0%～22.2%であった。

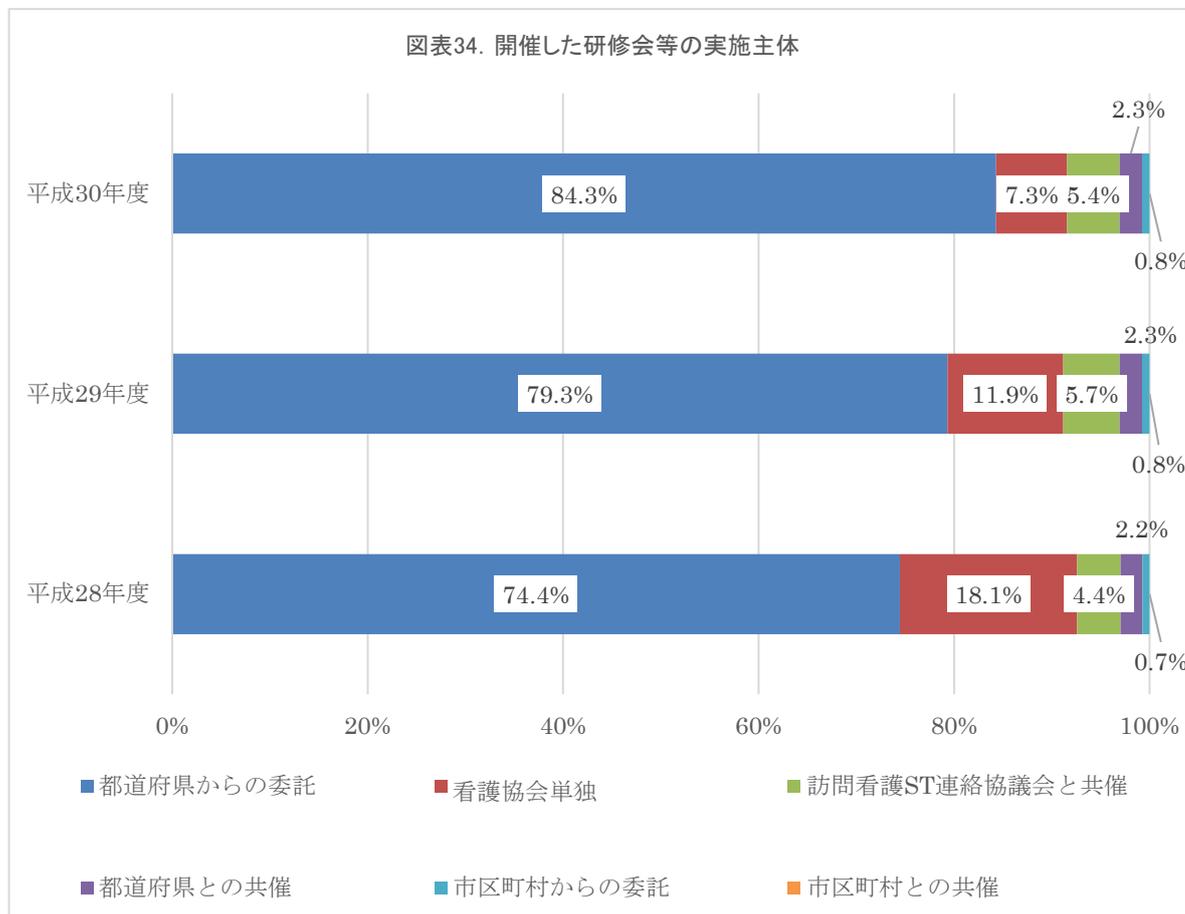


1)－①平成28年度～平成30年度に開催した研修会の内容は、「知識・看護技術」の開催が最も多く91.7%～97.2%の都道府県で行っていた。次いで「管理者を対象とした研修」が80.6%～85.7%、「訪問看護事業所の質向上」が72.2%～74.3%、「教育担当者を対象とした研修」が20.0%～22.2%であった。



「その他」の内容として、「中堅訪問看護師研修」「災害看護」「病院・施設・行政との連携」などが挙げられた。

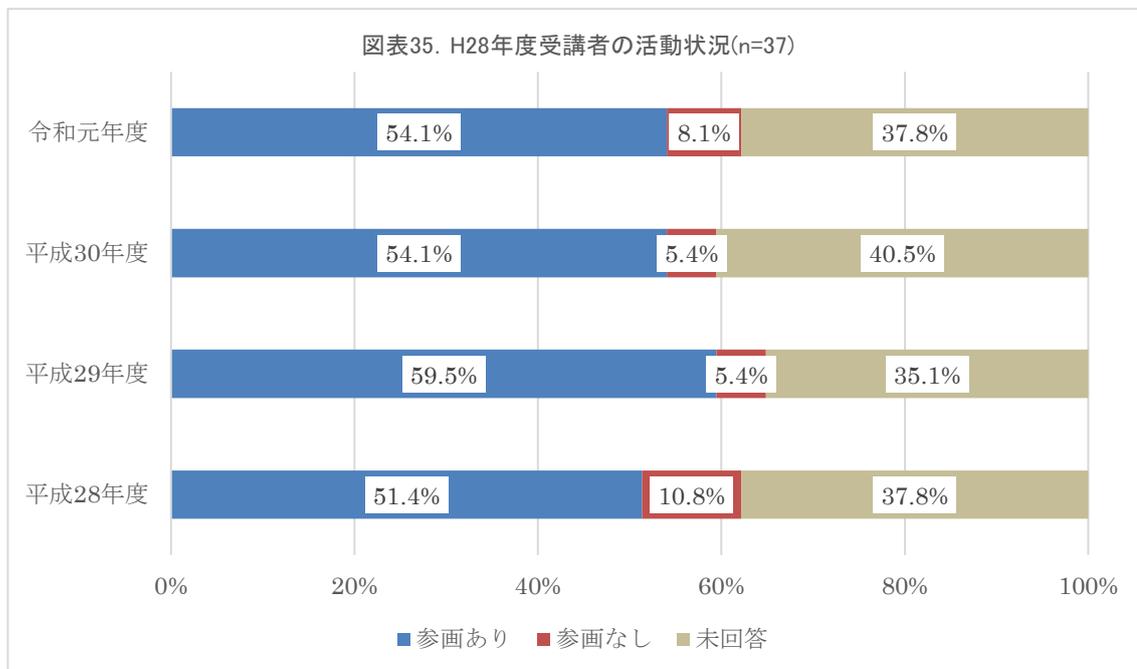
1) ②開催した研修会等の実施主体は、「都道府県からの委託で都道府県看護協会が実施」がどの年度も最も多く74.4%～84.3%、次いで「看護協会が単独で実施」が7.3%～18.1%、「都道府県訪問看護ステーション連絡協議会と共催」が4.4%～5.7%、「都道府県との共催」が2.2%～2.3%であった。



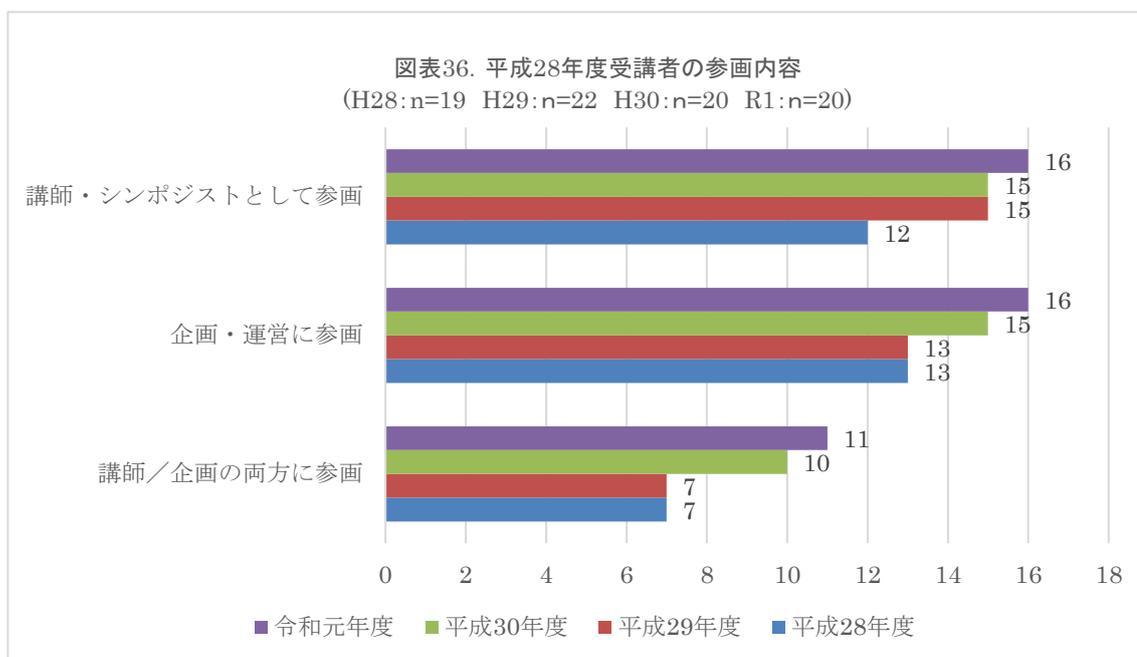
1)－③都道府県看護協会が推薦した受講者の研修会への受講者の参画状況は次の通りであった。

①平成 28 年度受講者の年度毎の活動状況

a.平成 28 年度受講者が平成 28 年度～令和元年度における研修会・講演会等への参画状況は、51.4%～59.5%で参画していた。

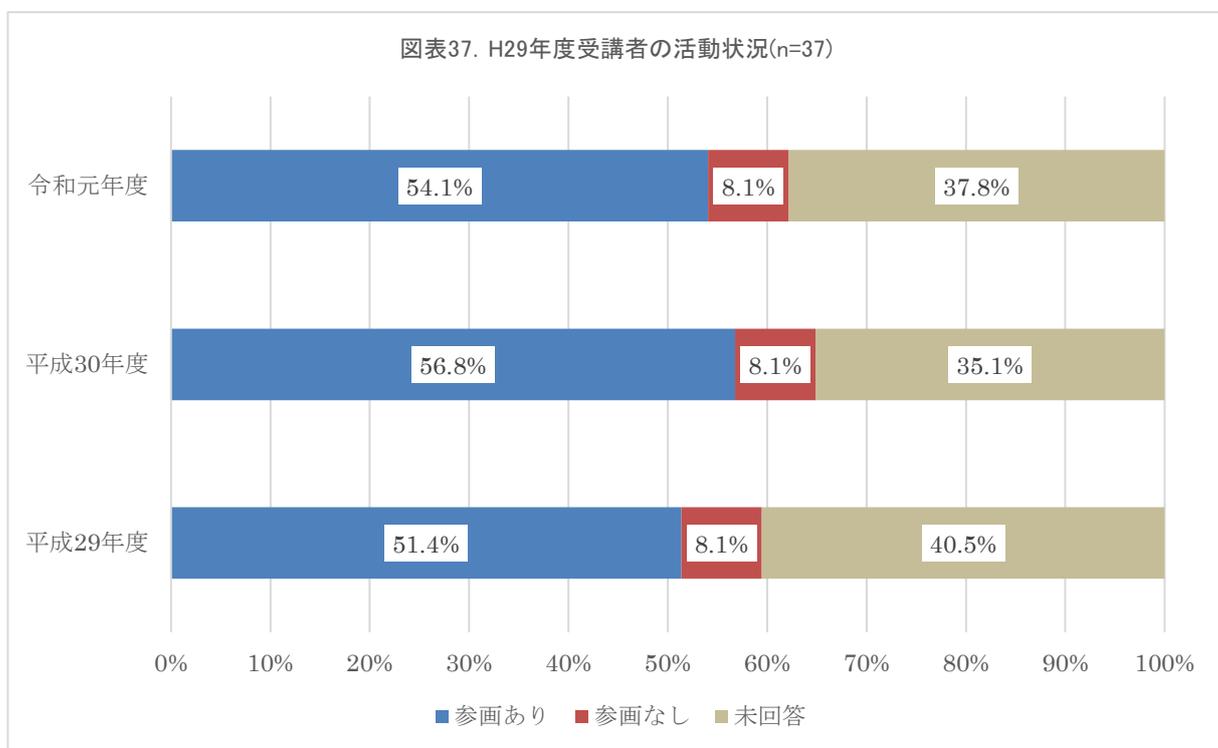


b.参画内容については「講師・シンポジストとして」が 12～16 都道府県、「企画・運営等」が 13～16 都道府県、「講師および企画運営双方」が 7～11 都道府県であった。

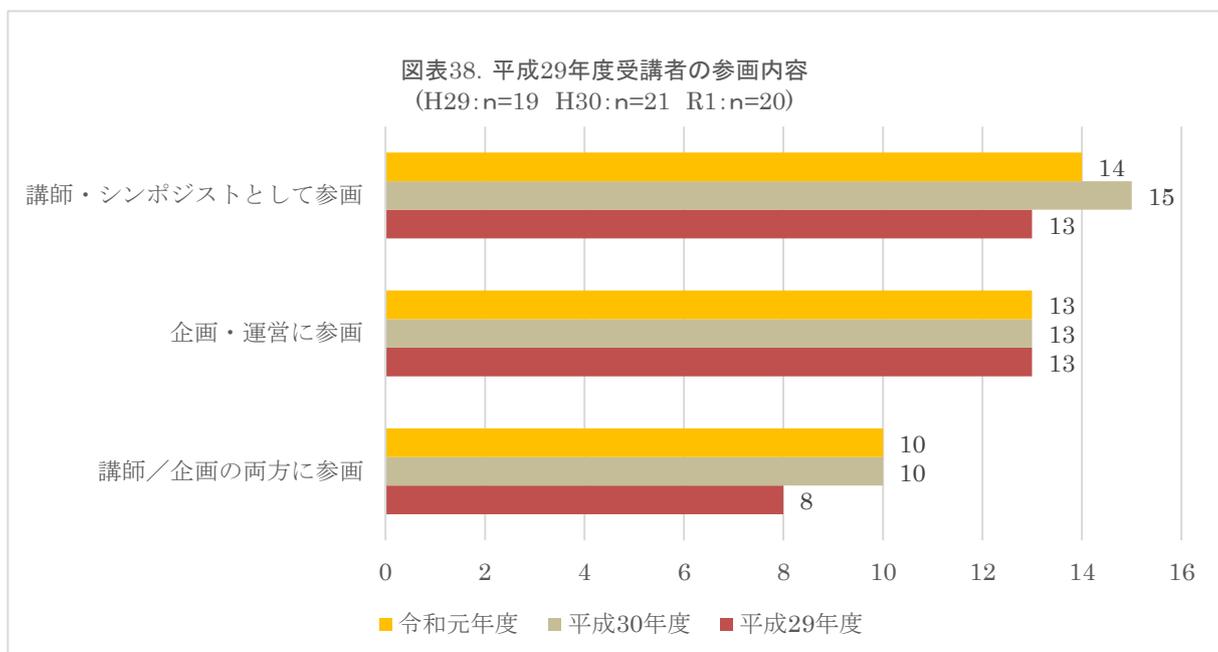


②平成 29 年度受講者の年度毎の活動状況

a.平成 29 年度受講者の平成 29 年度～令和元年度における研修会・講演会等への参画状況は、51.4%～56.8%で参画していた。

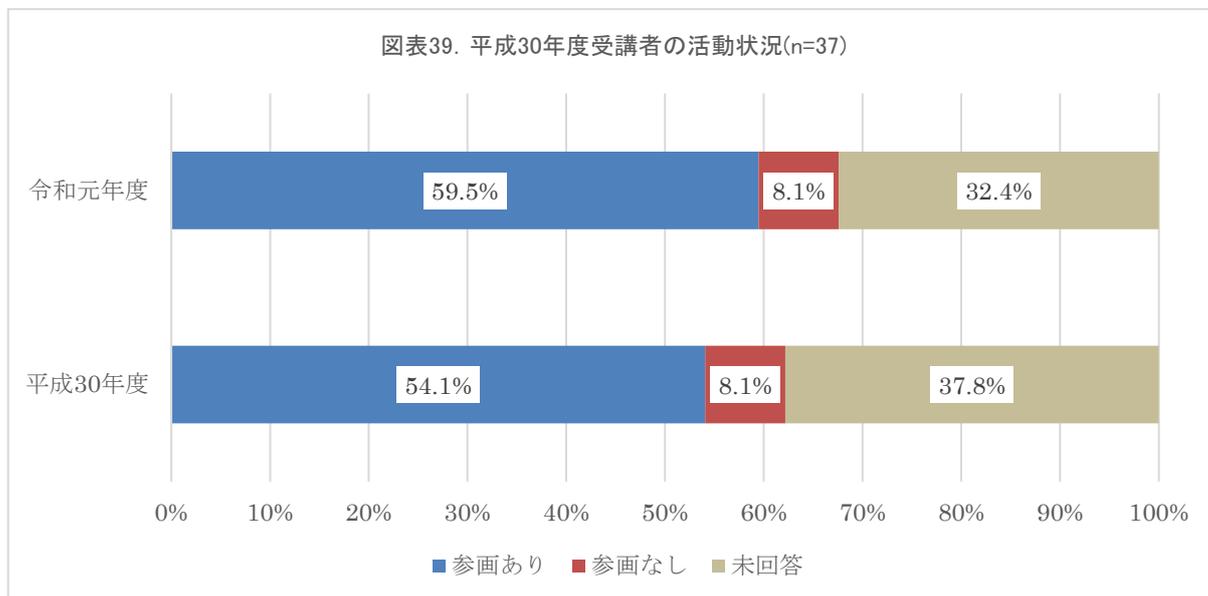


b.参画内容については、「講師・シンポジストとして」が 12 都道府県、「企画・運営等」が 11～14 都道府県、「講師および企画運営双方」が 6～7 都道府県であった。

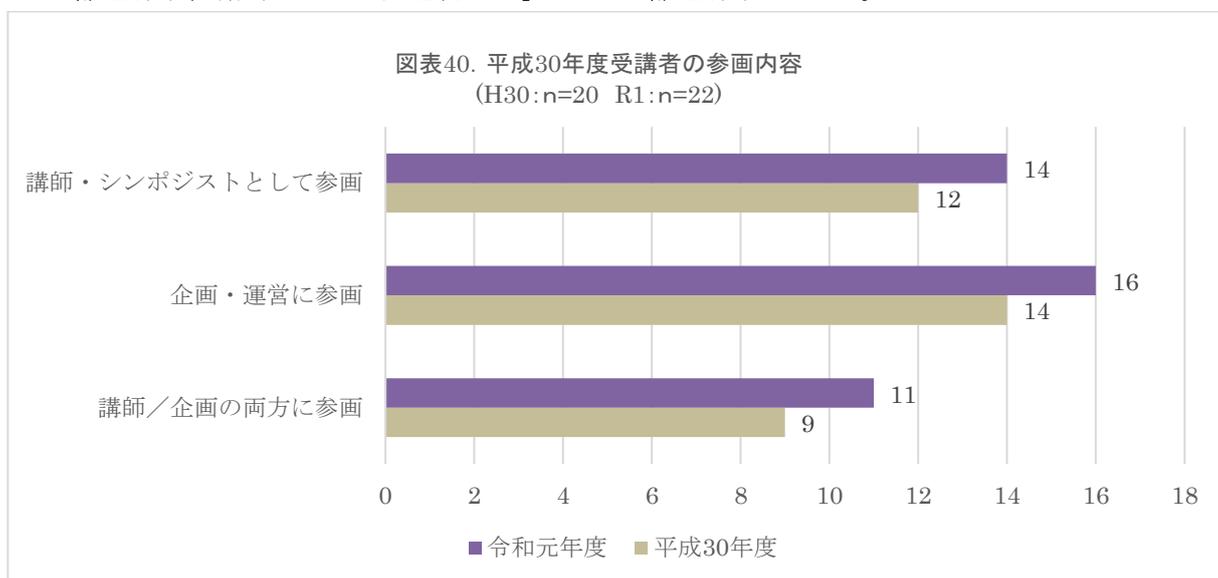


③平成 30 年度受講者の年度毎の活動状況

a.平成 30 年度受講者の平成 30 年度～令和元年度における研修会・講演会等への参画状況は、平成 30 年度は 54.1%、令和元年度は 59.5%であった。

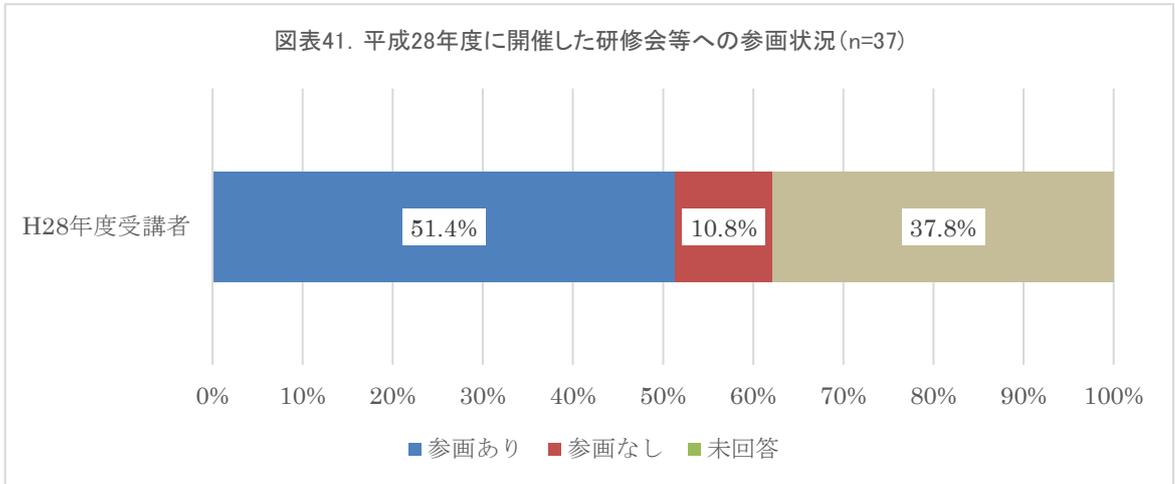


b.参画内容については、「講師・シンポジストとして」が 12～14 都道府県、「企画・運営等」が 14～16 都道府県、「講師および企画運営双方」が 9～11 都道府県であった。

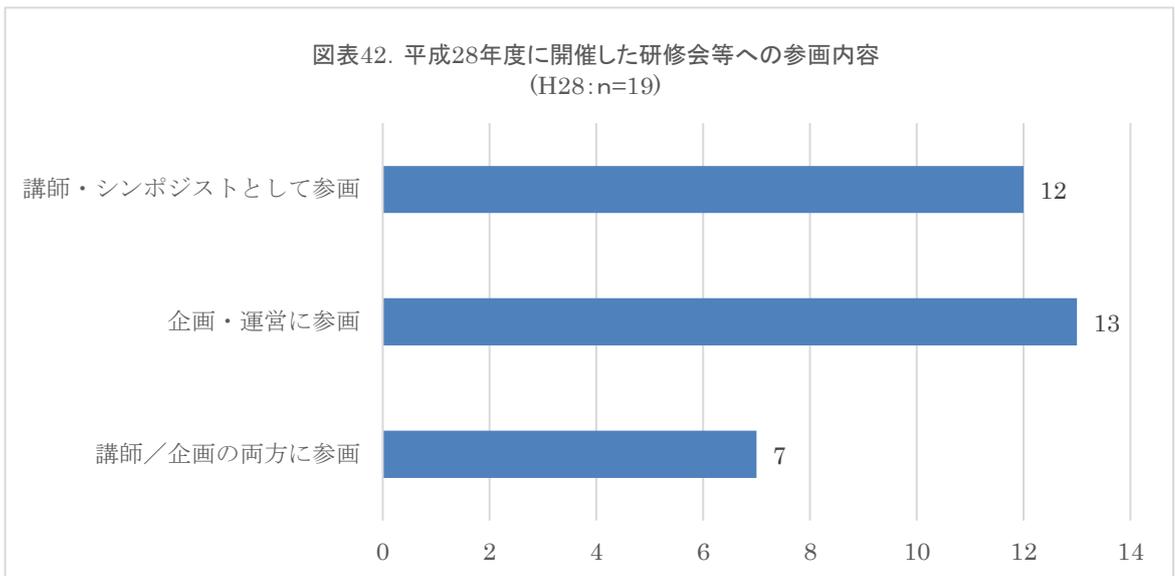


④平成 28 年度に開催した研修会等への受講者の参画状況

a.平成 28 年度に開催した研修会・講演会等へは、平成 28 年度受講者は 51.4%で参画していた。

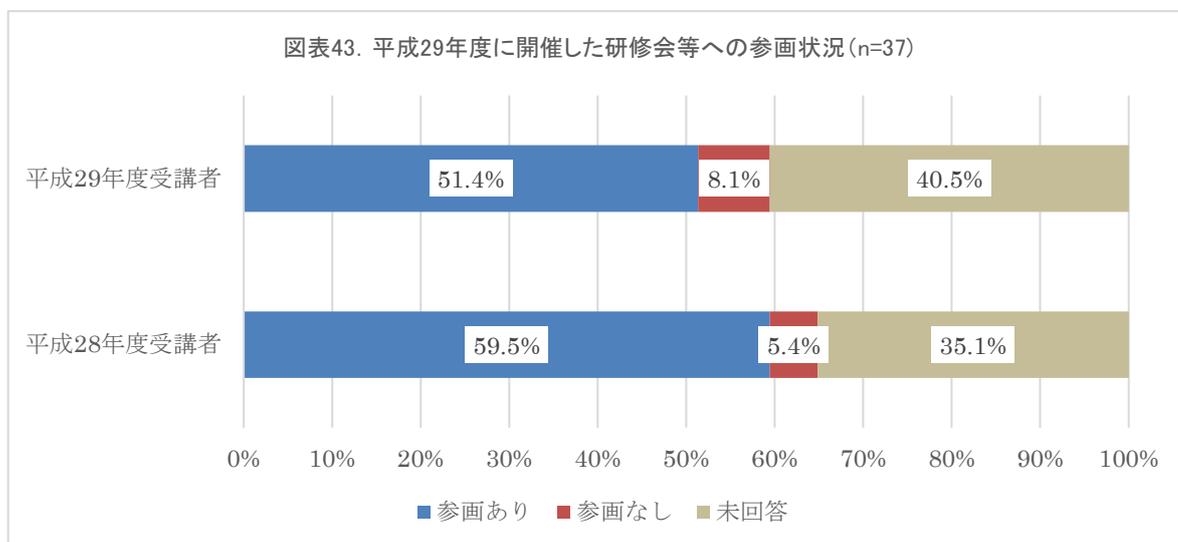


b.参画内容については、「講師・シンポジストとして」が 12 都道府県、「企画・運営等」が 13 都道府県、「講師および企画運営双方」が 7 都道府県であった。

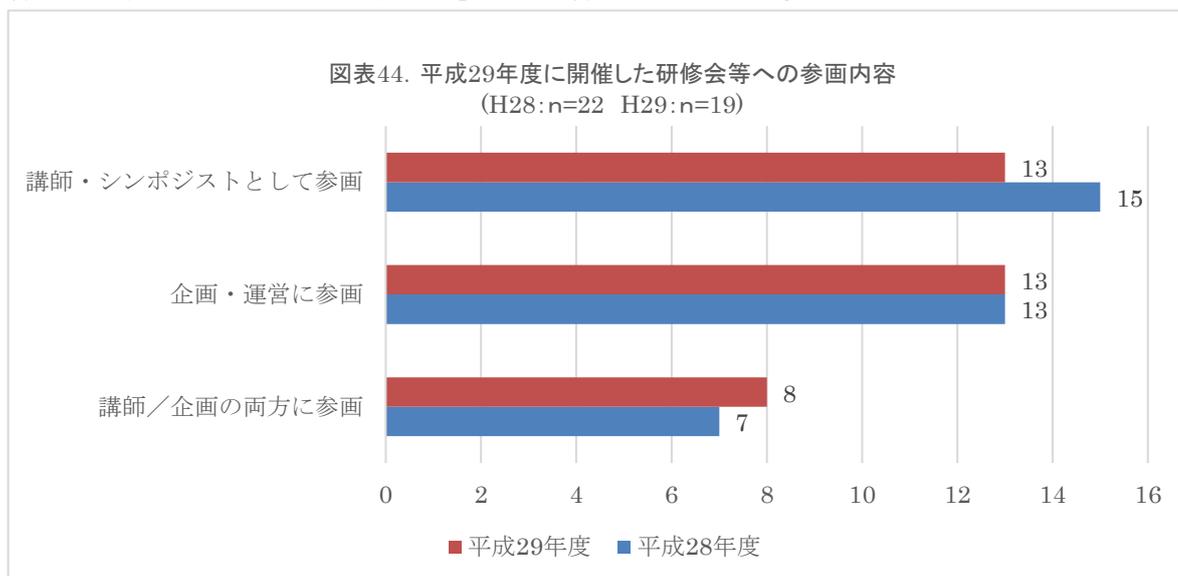


⑤平成 29 年度に開催した研修会等への受講者の参画状況

a.平成 29 年度に開催した研修会等への参画状況は、平成 28 年度受講者が 59.5%、平成 29 年度受講者が 51.4%であった。

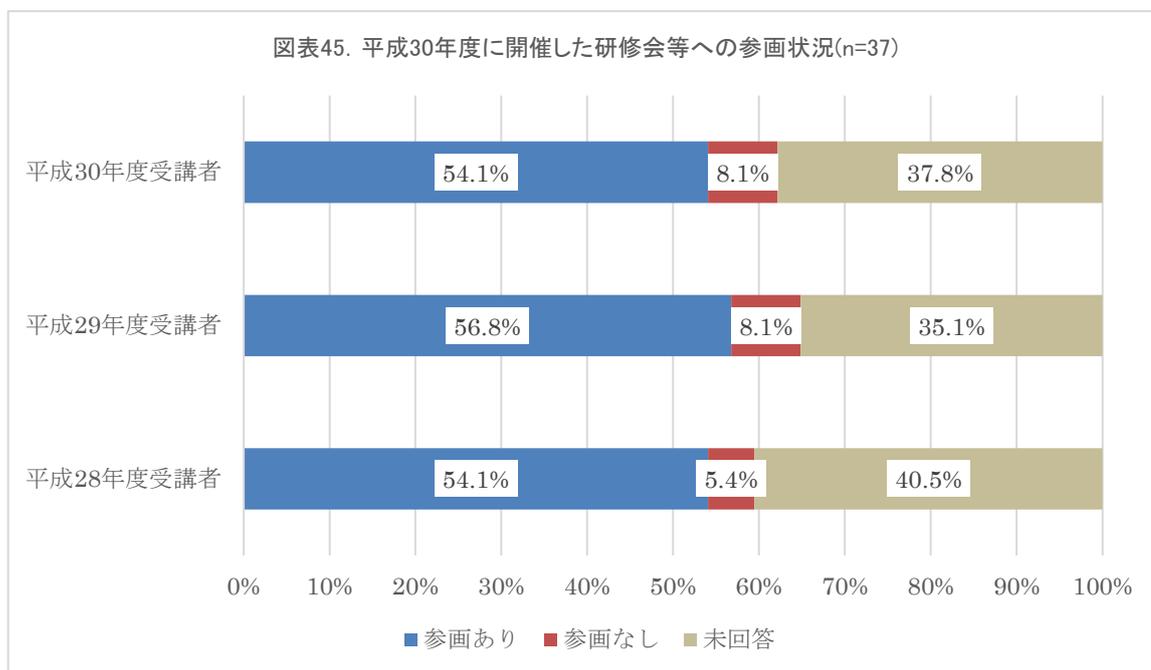


b.参画内容については、「講師・シンポジストとして」が 13～15 都道府県、「企画・運営等」が 13 都道府県、「講師および企画運営双方」が 7～8 都道府県であった。

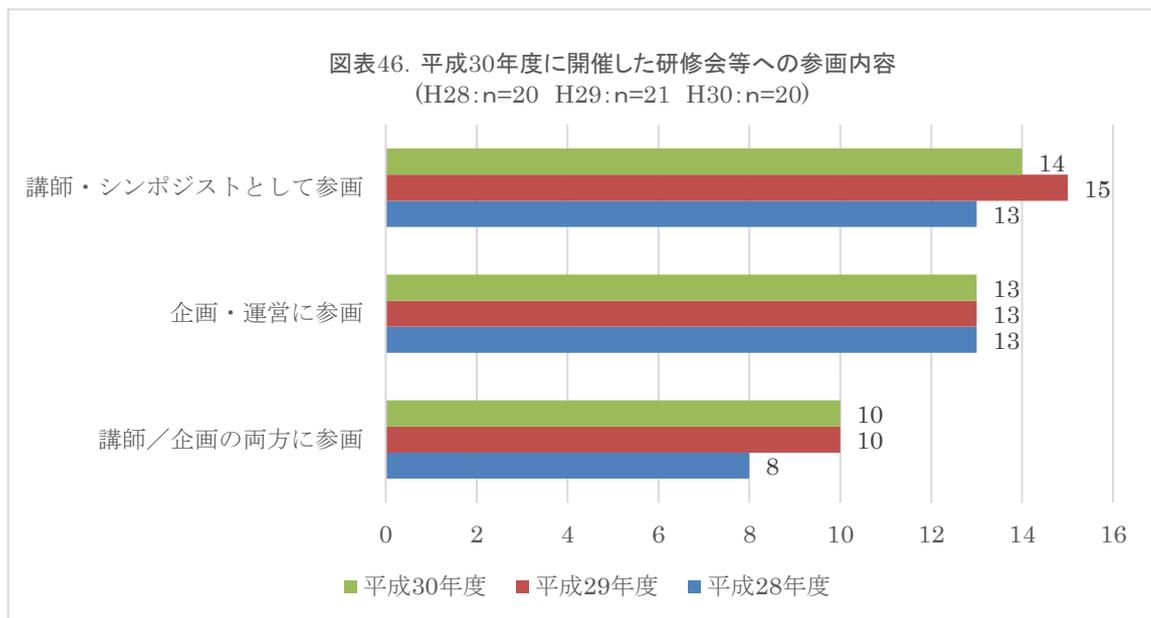


⑥平成30年度に開催した研修会等への受講者の参画状況

a.平成30年度に開催した研修会等への参画状況は、平成28年度受講者が54.1%、平成29年度受講者が56.8%、平成30年度受講者が54.1%であった。

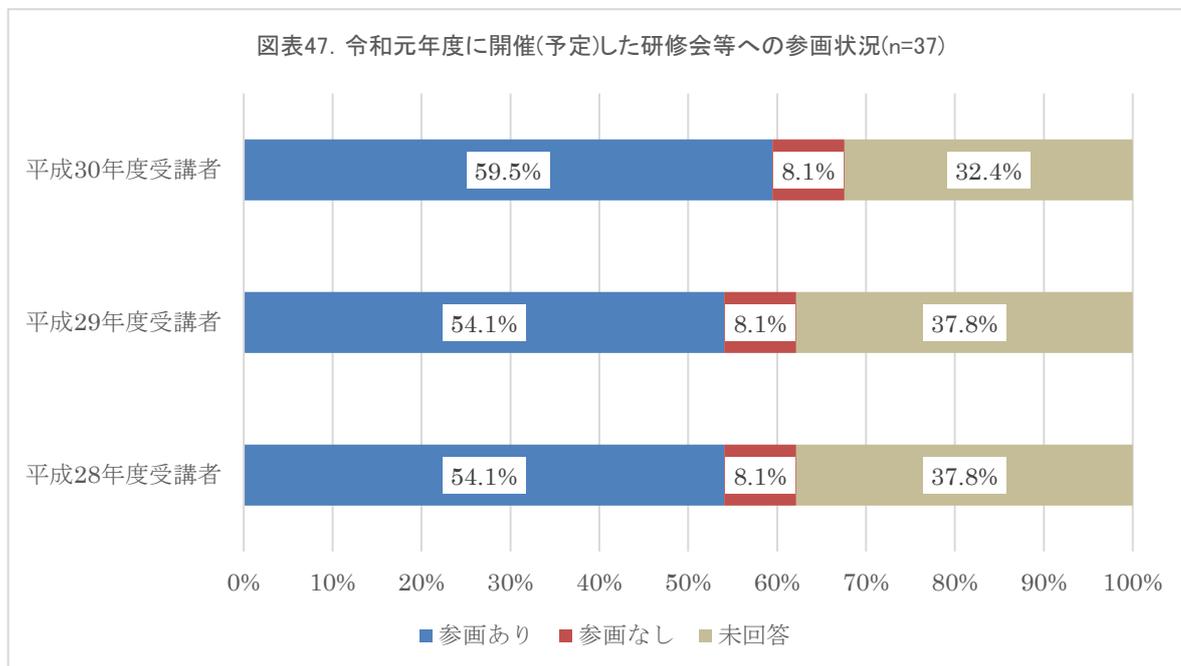


b.参画内容については、「講師・シンポジストとして」が13~15都道府県、「企画・運営等」が13都道府県、「講師および企画運営双方」が8~10都道府県であった。

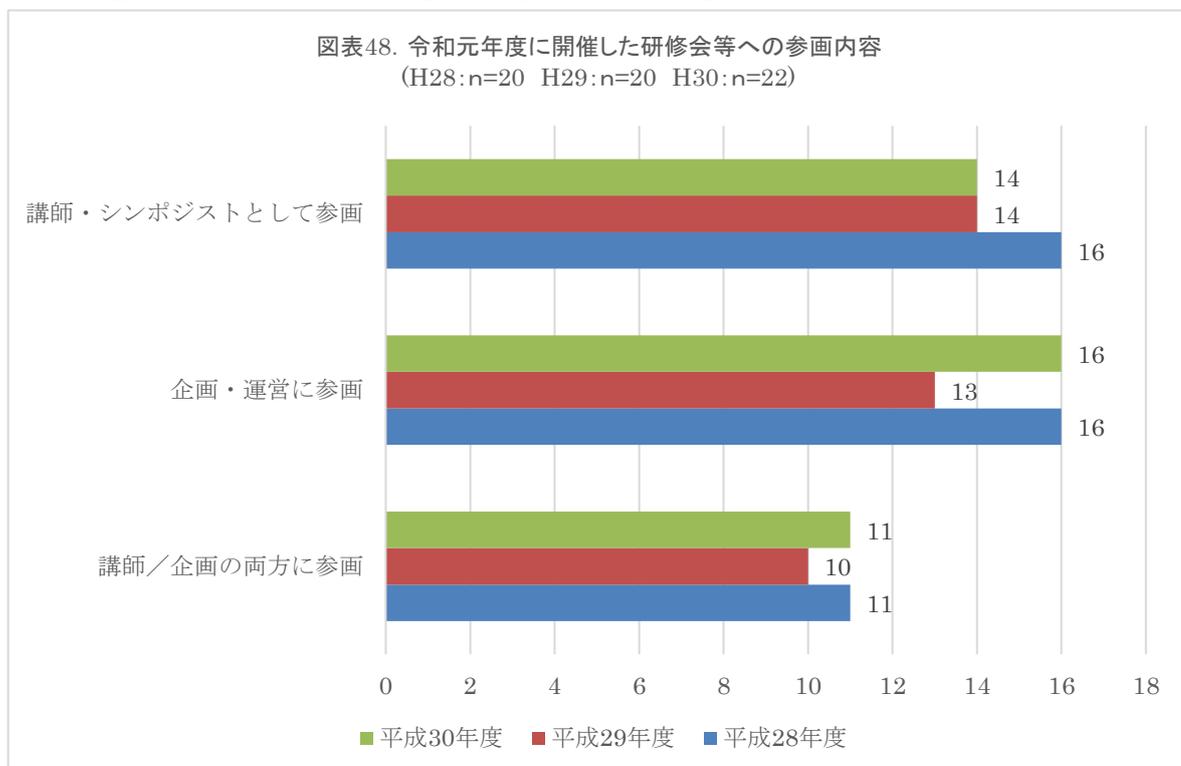


⑦令和元年度に開催した研修会等への受講者の参画状況

a.令和元年度に開催した研修会等への参画状況は、平成28年度受講者が54.1%、平成29年度受講者が54.1%、平成30年度受講者が59.5%であった。

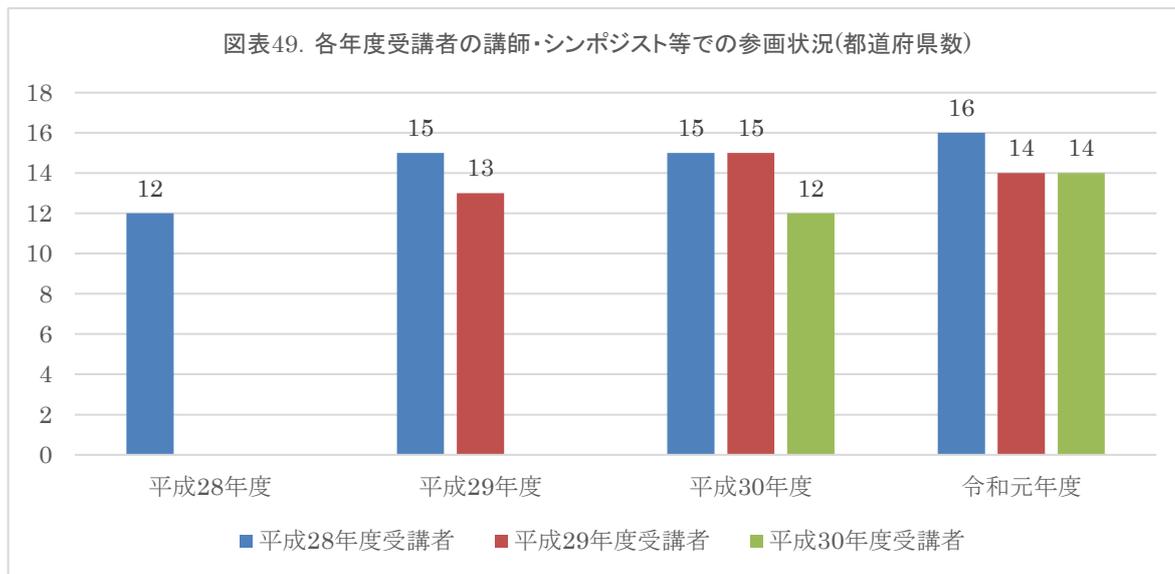


b.参画内容については、「講師・シンポジストとして」が14~16都道府県、「企画・運営等」が13~16都道府県、「講師および企画運営双方」が10~11都道府県であった。

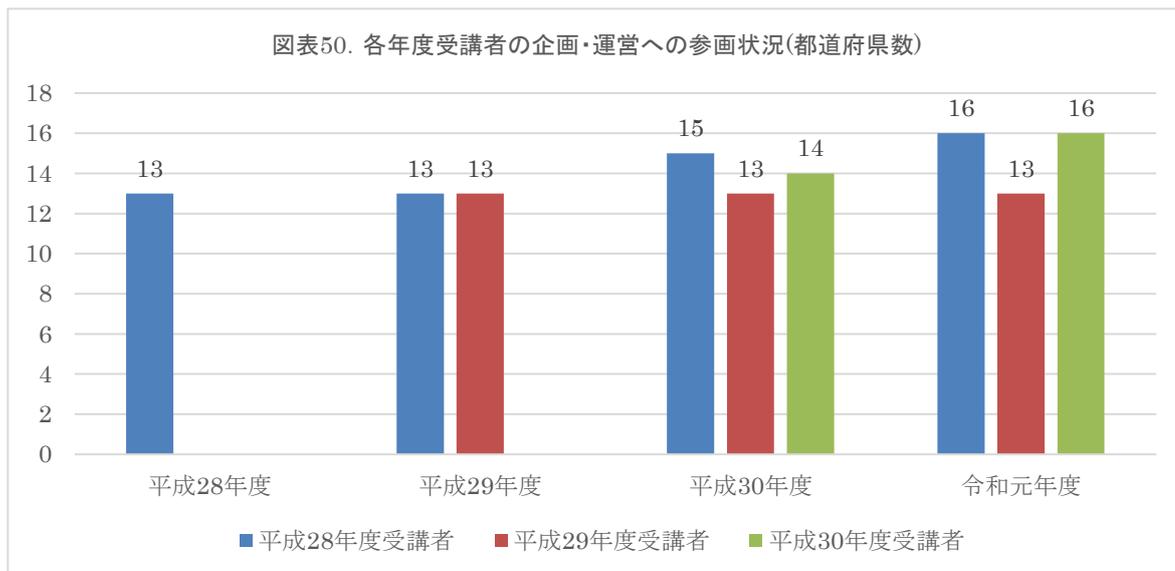


⑧各年度の受講者参画状況

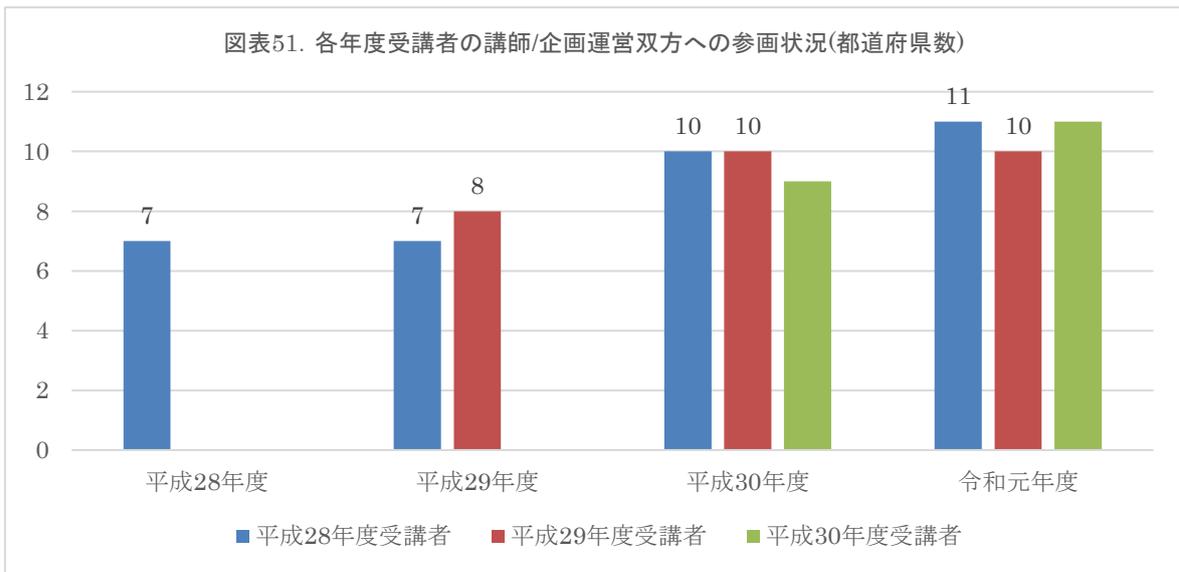
a.講師・シンポジストとしての参画



b.企画運営への参画



c.講師および企画運営双方への参画

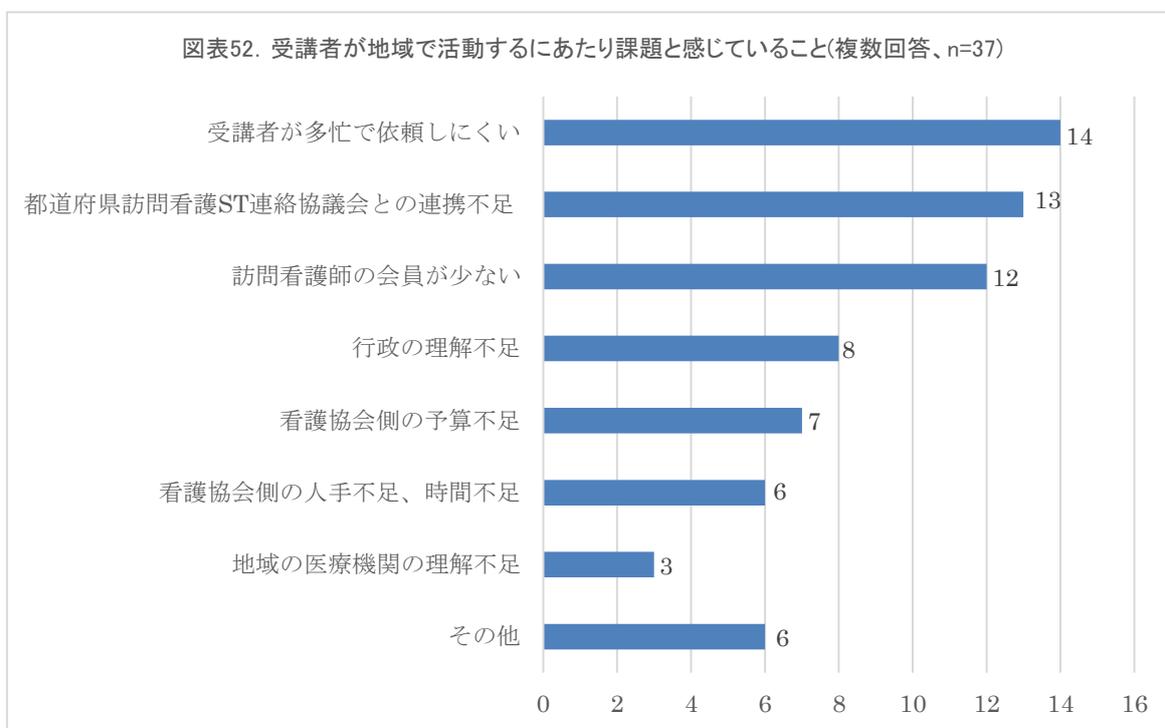


4. 受講者が地域で活躍するための課題について

1)平成 28 年度～平成 30 年度何れの年度の受講者も「訪問看護人材の確保に係る研修会」に参画していなかったのは 1 件であった。また、「訪問看護の質向上に係る研修会」等の企画運営・講師として参画しなかったのは 5 件であった。

参画しなかった理由として、「受講者に参画を依頼しなかった」が 4 件、「どのように参画してもらったら良いかわからない」、「訪問看護認定看護師等、別の人に依頼している」がそれぞれ 2 件、「受講者の連絡先を知らない」、「受講者が退職した」がそれぞれ 1 件であった。

2)受講者が地域で活躍するために看護協会として課題と感じていることは、「受講者が多忙で依頼しにくい」が最も多く 14 件、次いで「都道府県訪問看護ST連絡協議会との連携不足」が 13 件、「訪問看護師の会員が少ない」が 12 件であった。



「その他」の理由として、「受講者への周知不足」が挙げられた。

3) 都道府県看護協会が主体となって実施している、もしくは実施可能な受講者に対しての活動支援について、主な内容は以下の通りであった。

図表 53. 受講者に対して実施している・実施可能な活動支援

| 考えられる支援 | |
|------------|-------------------------------------|
| | 相談窓口の提供 |
| | 訪問看護ステーション連絡協議会との連携 |
| | 会議や委員会で発表できるような資料や情報の提供 |
| | 役割発揮できるための機会の創出、時間の確保 |
| | 訪問看護ステーションの指導者等が集う場づくり |
| | 受講者間で情報交換できる場の提供 |
| 担ってもらいたい役割 | |
| | 講師の依頼、研修プログラムの立案・企画 |
| | 地域の相談役 |
| | 実習指導者 |
| | 受講者自身がどのような内容なら講義など担当できるのかアピールしてほしい |

4) 受講者が地域で活動するために、都道府県看護協会に対して必要な支援の主な内容は以下の通りであった。(一部抜粋)

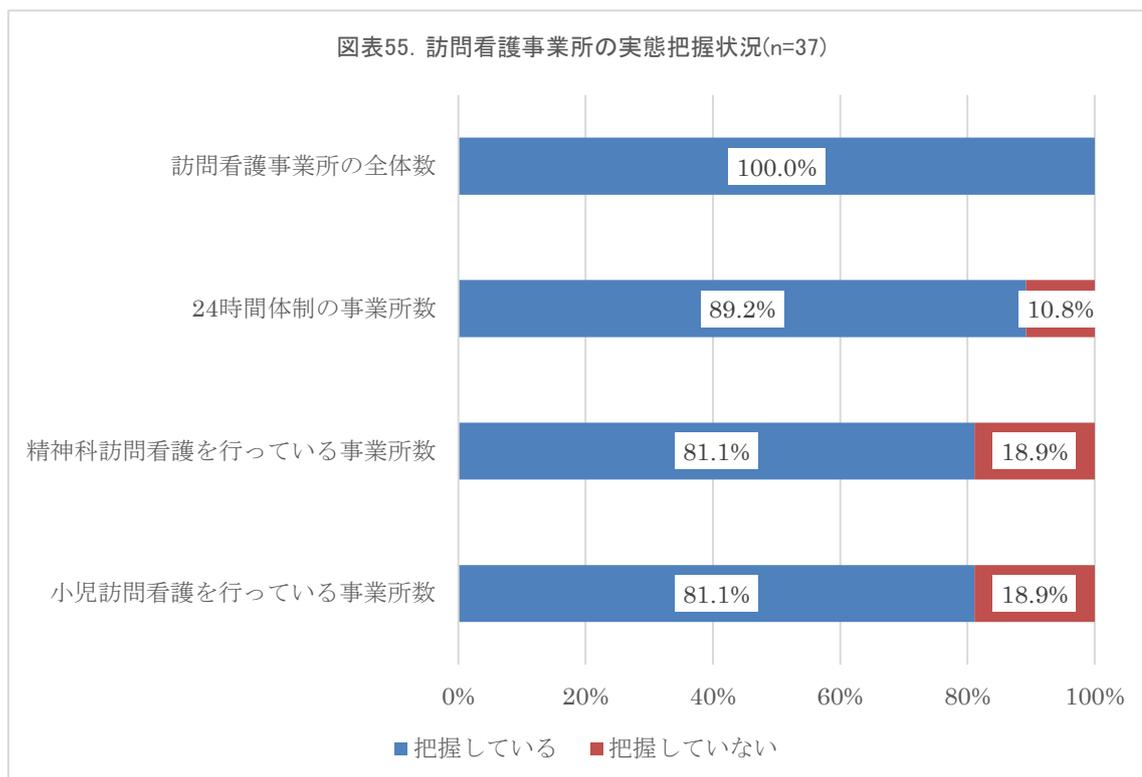
図表 54. 都道府県看護協会に対して必要な支援

| 必要な支援 | |
|-------|---|
| | 受講者の活動支援についての好事例の紹介 |
| | 活動推進のための資金の援助 |
| | 参加者の課題や活動の場について検討する会の開催や参加者の活動の場の提供を事業として組めるような支援 |
| | 時間の確保に対する支援 |
| | 看護協会職員を対象とした研修の実施 |
| | 研修プログラム案の助言、研修講師の紹介等 |
| | 訪問看護ステーション連絡協議会との連携 |
| | 参加者への助成や報告会等の開催 |
| | 受講者一覧、活動実績等の活用方法の説明・提案 |

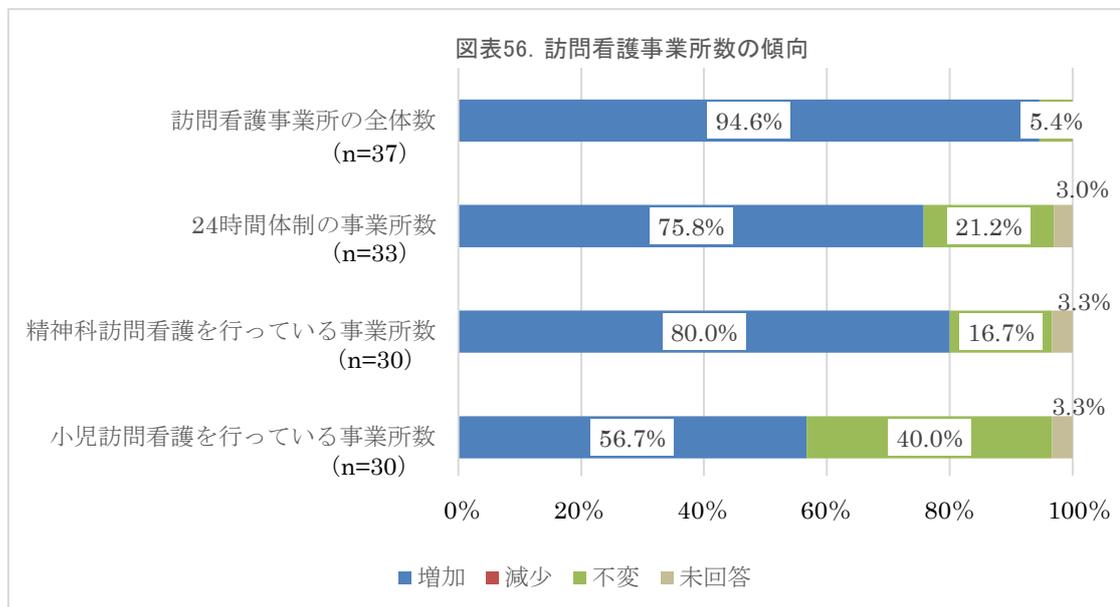
Ⅲ. 都道府県における訪問看護の現状と課題、訪問看護の普及に関して

1. 都道府県の訪問看護の現状について

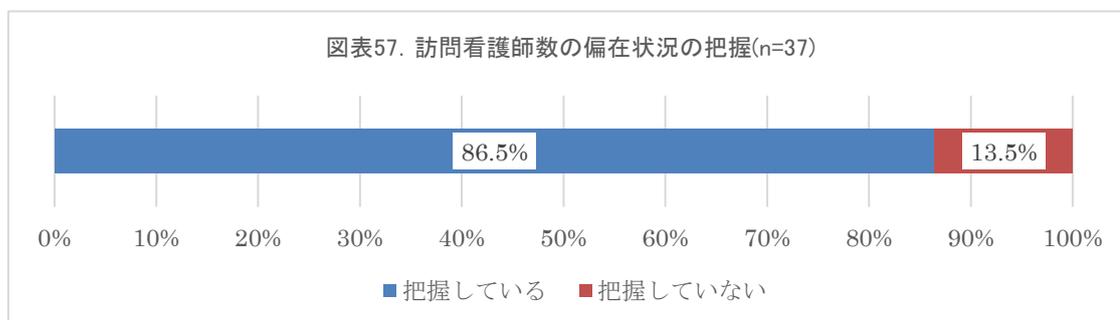
1) ①訪問看護事業所の実数の把握状況について、「訪問看護事業所の全体数」は100%の都道府県で把握していた。「24時間体制の事業所数」は89.2%、「精神科訪問看護を行っている事業所数」と「小児訪問看護を行っている事業所数」は81.1%が把握していた。



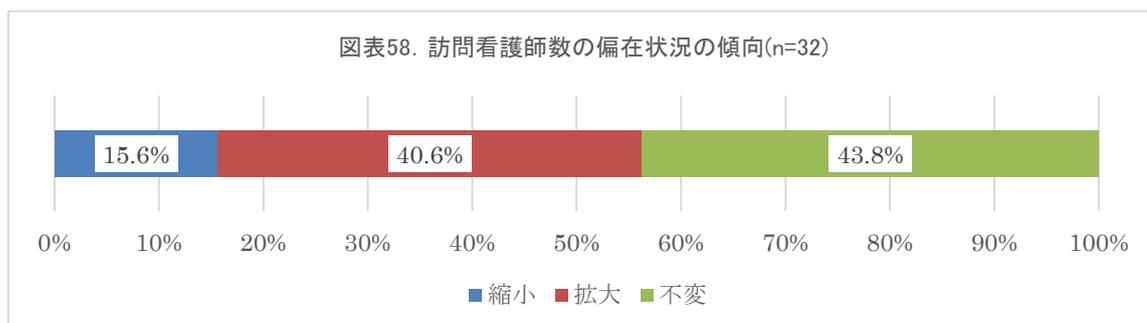
1)－②訪問看護事業所数の増減傾向について、「訪問看護事業所の全体数」が増加しているとの回答は94.6%、「24時間体制の事業所数」については75.8%、「精神科訪問看護を行っている事業所数」は80.0%、「小児訪問看護を行っている事業所数」は56.7%が増加しているとの回答だった。また、いずれの項目についても「減少している」との回答はなかった。



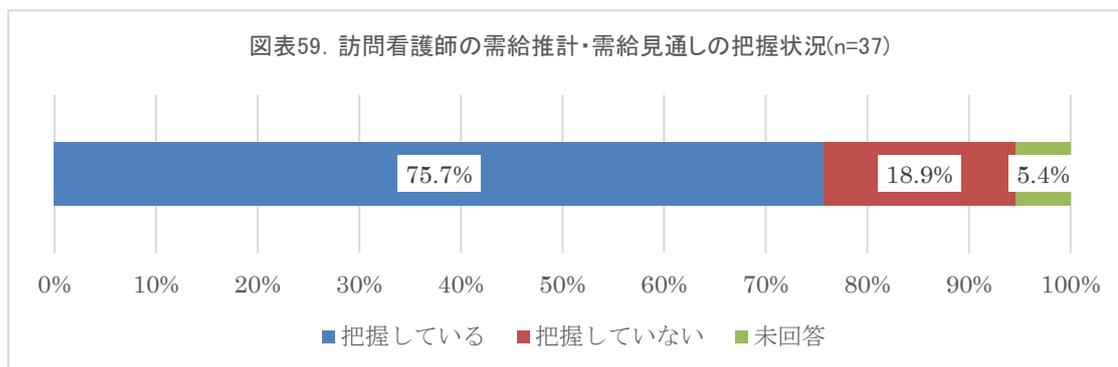
1)－③訪問看護師数の偏在状況について、「把握している」は86.5%、「把握していない」は13.5%であった。



1)－④訪問看護師数の偏在状況について、「縮小」が15.6%、「拡大」が40.6%、「不変」が43.8%であった。



2)－①訪問看護師の需給推計や需給見通しについて、75.7%が把握していると回答した。

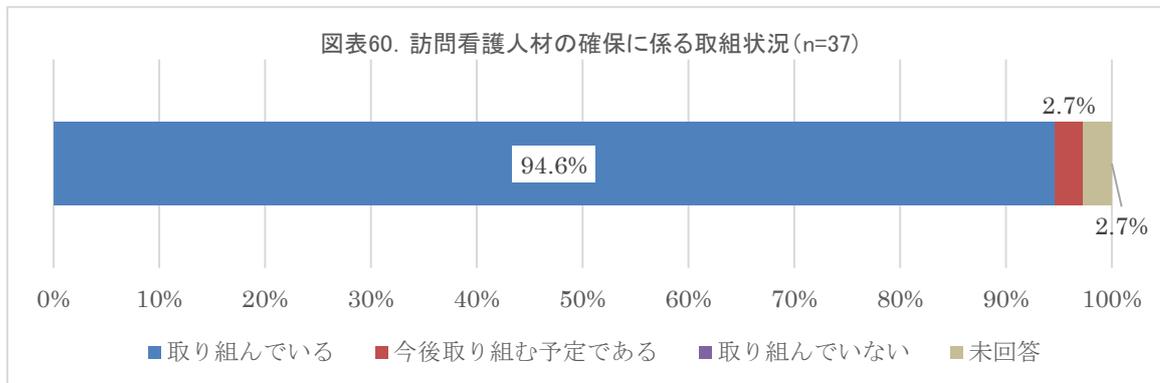


2)－②「把握していない」理由として

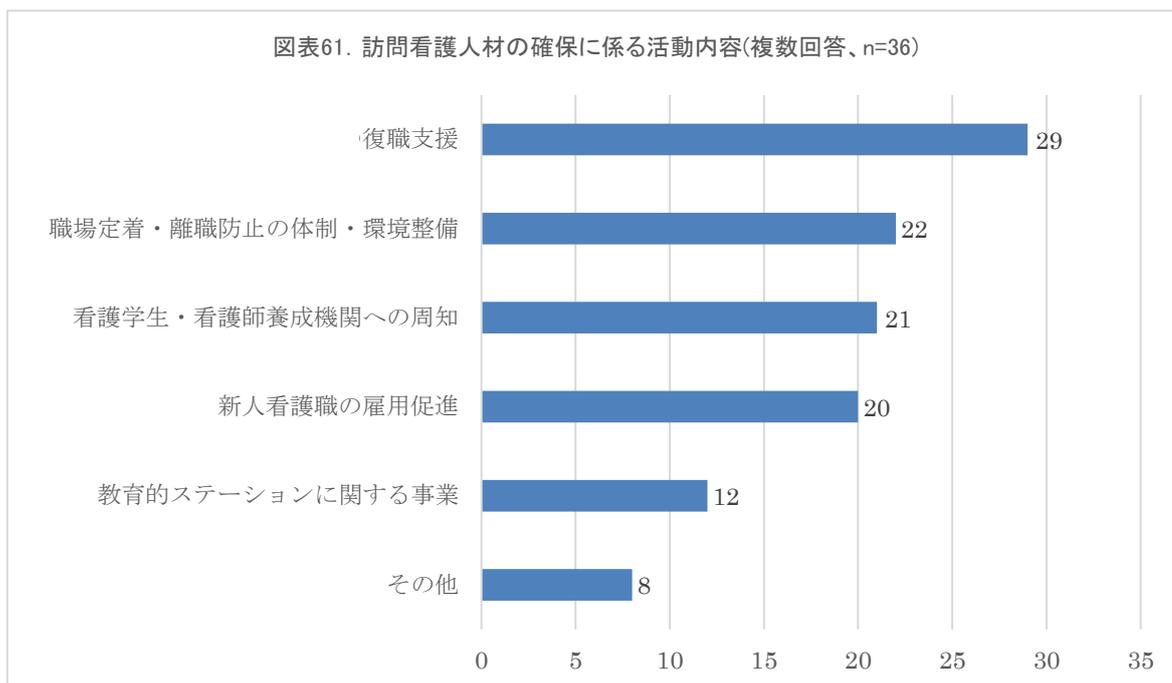
- ・データの公開がない、県からの情報提供がない、2019年の秋に出る(3件)
 - ・県として訪問看護師の需要推計がされていない(1件)
- が挙げられた。

2. 都道府県の訪問看護人材確保について

1) 訪問看護人材確保のために具体的な取り組みを、「行っている」は94.6%、「今後取り組む予定である」が2.7%であった。



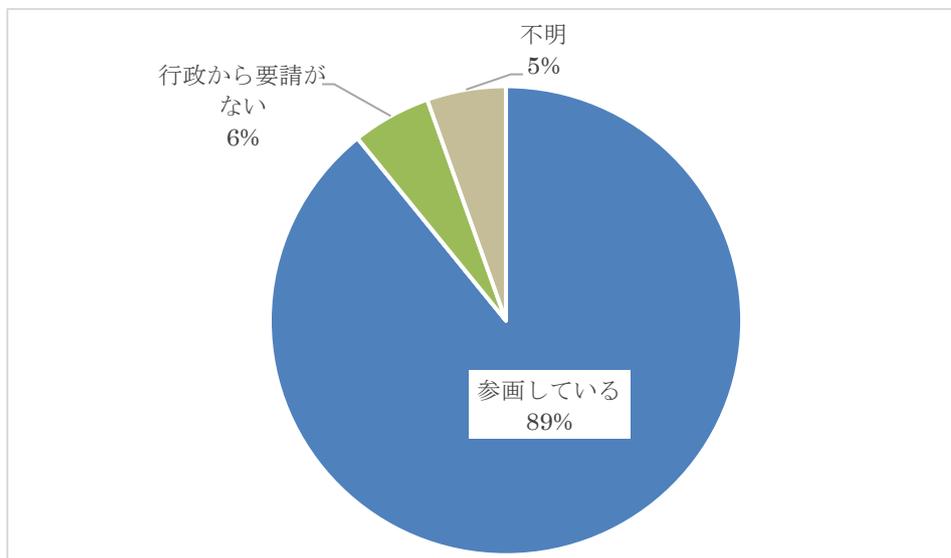
1) -①取り組んでいる内容として、「復職支援」が29件、「職場定着・離職防止の体制・環境整備」が22件、「看護学生向けおよび看護師養成機関への周知活動」が21件、「新人看護職員の雇用促進」が20件であった。



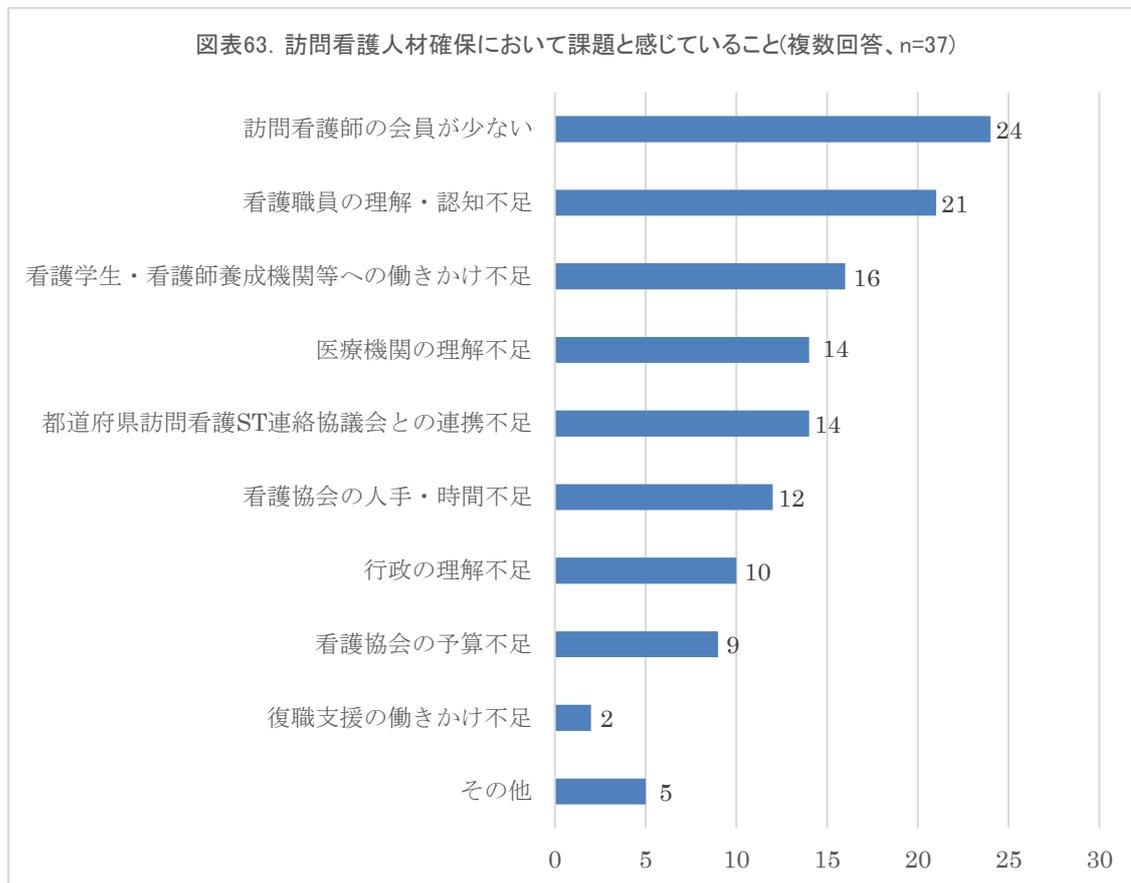
「その他」の具体的な内容として、医師(会)と訪問看護ステーションとの連携促進、訪問看護総合支援センター(仮)の設置などが挙げられた。

2) 地域医療計画策定の検討委員会等への参画状況は「要請があり参画している」が89%、「行政から要請がない」が6%であった。

図表 62. 地域医療計画策定検討委員会等への参画状況(n=37)



3) 訪問看護人材確保における課題として、「訪問看護師の会員が少ない」が最も多く 24 件、次いで「看護職員の理解・認知不足」が 21 件、「看護学生・看護師養成機関への働きかけ不足」が 16 件、「地域の医療機関の理解不足」と「訪問看護ステーション連絡協議会との連携不足」が 14 件であった。

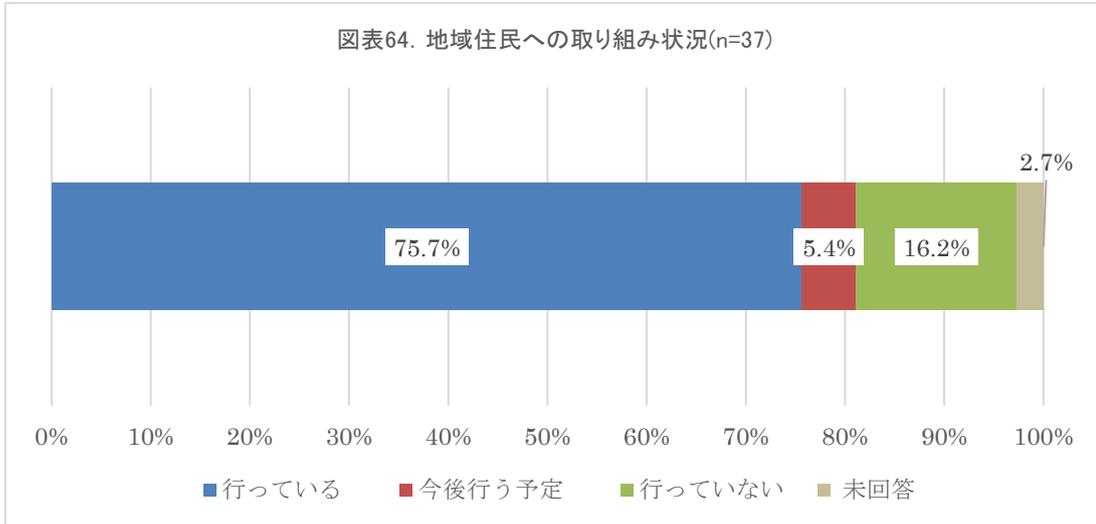


「その他」の内容として、「訪問看護ステーションの教育体制の整備」、「訪問看護ステーションの労働環境改善」、「県保健医療計画策定時に、増員の必要性の明記」などが挙げられた。

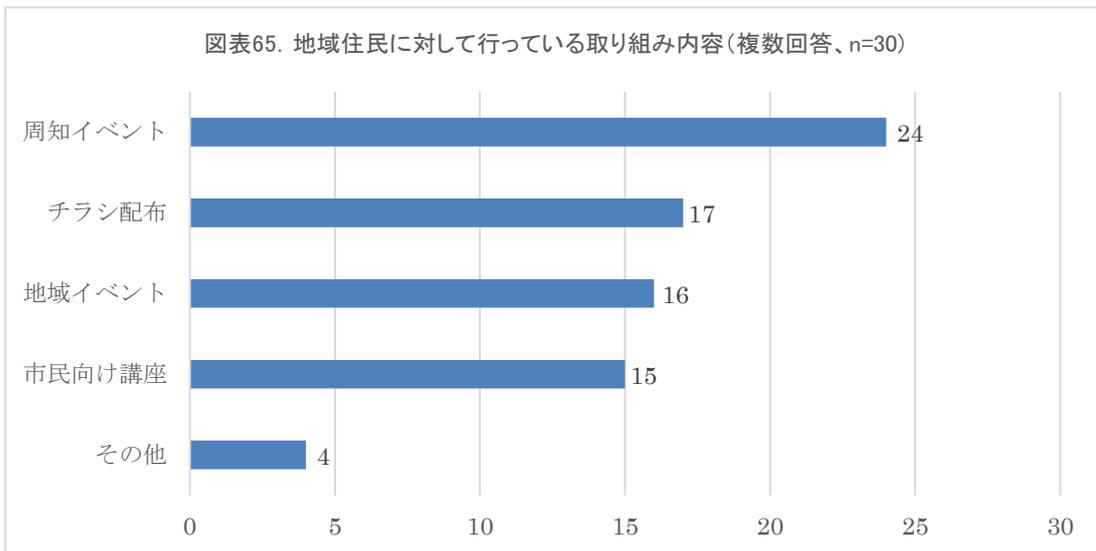
4) 訪問看護人材確保のために都道府県看護協会に対して必要な支援として、「事業を展開するための財政支援」、「拠点・体制の整備」などが挙げられた。

3. 都道府県での訪問看護の普及について

1) 看護協会として訪問看護を地域住民に周知するための取り組みを「行っている」が 75.7%、「今後行う予定」が 5.4%、「行っていない」が 16.2%であった。



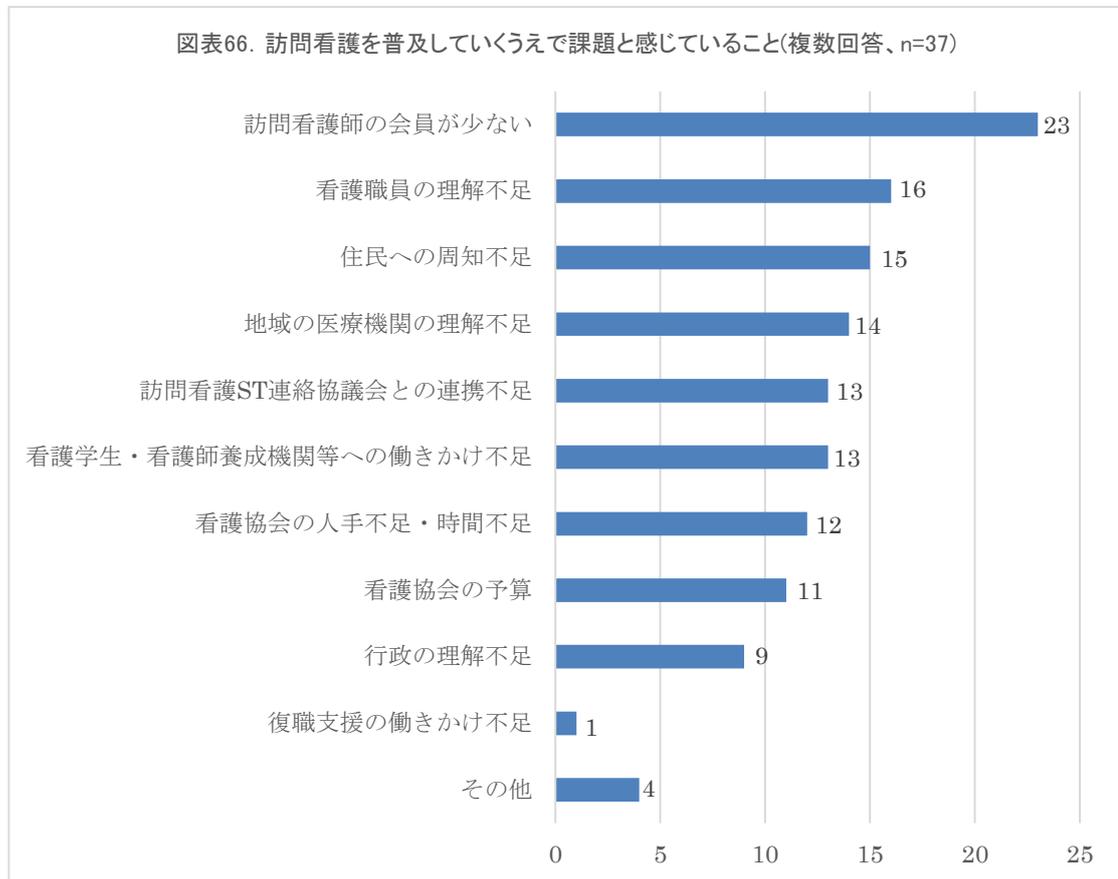
1) -①「行っている」「今後行う予定」の活動内容は、「看護の日に合わせて周知イベントを開催」が 24 件、「普及用のチラシ等の配布」が 17 件、「地域イベントの開催」が 16 件、「市民向けに訪問看護に関する講座の開催」が 15 件であった。



【その他の内容】

- ・訪問看護に関する相談窓口
- ・新聞・テレビなどにて報道の促進化
- ・「介護サービス情報公表システム」「県訪問看護ステーション連絡協議会」等のホームページにリンクし情報提供

2) 訪問看護を普及するために看護協会として課題と感じていることは、「訪問看護師の会員が少ない」が最も多く 23 件、次いで「看護職員の訪問看護に関する理解・認知不足」が 16 件、「地域住民への周知不足」が 15 件、「地域の医療機関の理解不足」が 14 件、「訪問看護ステーション連絡協議会との連携不足」「看護学生の理解促進に向けた働きかけの不足」がそれぞれ 13 件であった。



【その他の内容】

- ・介護支援専門員の周知・知識不足
- ・中山間島嶼部の訪問看護ステーションの希薄化
- ・各事業所の意識改革

3) 都道府県において訪問看護をさらに普及していくために、看護協会に対して必要な支援として、「拠点・体制等の整備」、「関係機関の理解、広報活動」が挙げられた。